

ありますけれども、平成十一年の三月末時点で調査したところによりますと、全国に伐採後三年以上造林されていない人工林の伐採跡地であるいわゆる造林未済地が約二万二千ヘクタールあり、森林の公益的機能の発揮に支障を及ぼすことが懸念されるようになってきているところであります。

このような状況を受けまして、平成十四年度より、従来の伐採届出制度を拡充いたしまして、伐採後の造林の計画についても届出事項に追加することによって伐採後に適切な造林が実施されるかをチェックすることが可能となりました。事前に、そういう意味では事前に伐採後の造林について助言、指導ができるように指導体制の強化を図ったところであります。

また、今回、総務省の行政評価・監視結果に基づきまして、造林未済地の現況を把握し、計画的に解消すべしと、そのような指摘を受けておりまして、現在、造林未済地の実態を再度調査しているところであります。その結果を踏まえまして、森林整備事業を活用するとともに、必要に応じて、市町村等公的の主体による森林整備や治山事業等の適切な実施によりまして造林未済地の計画的な解消を図ってまいりたいと、そのように考えているところであります。

○田中直紀君 総務省のさきの調査におきましても、目標の設定がいまいであるというように指摘もありますので、造林実績をしっかりと把握をして、計画どおり解消されるように御努力をお願いしたいと思います。

それから、間伐の推進についてでございますが、緊急の間伐五か年対策ということで重点的に実施をしてきておられるということでありますが、大変期待をされておられる対策でございますが、要間伐森林の間伐が面積に対応して必要となるがなかなか進展していない、こういう指摘があるわけでありまして、その実施状況と今後の対策について伺いをいたしたいと思います。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 緊急間伐五か年対策の関係でございますけれども、平成十二年度から

五か年間で百五十万ヘクタールの森林を緊急かつ計画的に間伐をしたいということで行っている対策でございます。十二年度、十三年度、十四年度につきましてはそれぞれ三十万ヘクタールという立てました目標を達成してきているところでございますが、今回、総務省より森林の保全・管理に関する行政評価・監視結果に基づく勧告という中で、要間伐森林の問題が取り上げられたところでございます。

ここでは、森林所有者の間伐実施の意向が確認できたものを指定している例や、私有林について十分な検討を行わず公有林のみを指定している例があったというところから、適切な指定手続が行われていないのではないかというところから、一割程度にとどまっているということから、要間伐森林面積は約七万ヘクタールでございますが、それに対する間伐実績は約八千ヘクタールというところで、要間伐森林の指定や実施につきまして、緊急間伐を行おうとした場合に要間伐森林の間伐を優先するというような形で要間伐森林の解消を図っていくべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。

この勧告を受けた後、直ちに都道府県を通じて改めて市町村への文書を発出したとしまして、担当者会議を行いましてその周知徹底を図ったところでございますけれども、同時に、やはりこういった問題を解消していくことにつきましては施策の充実ということも必要でございます。森林所有者等による整備が進み難い森林について、市町村等が分取方式や施業の受託により森林整備を行う場合に高い助成水準を適用する公的森林整備推進事業というものも行っているところでございます。また十五年度からは、市町村等が協定等によりまして公的に管理する私有林における間伐等につきましては新たに特別交付税措置が講じられたということでございまして、こういった施策をできるだけ活用して要間伐森林の解消に努めてまいりたいということで考えていると

ところでございます。

○田中直紀君 やはり間伐の推進ということで大変重要な政策でありますし、重点的な実施、いわゆる要間伐森林の間伐を推進していただきたいと思っております。

それから、地域の林業・木材産業の振興ということで森林の流域管理システムをスタートしているわけですが、これは全国百五十八流域ということで推進をしておられるわけでありまして、この機能をもっと強力に機能させていくべきではないかと思っておりますし、その取組について御質問を申し上げます。

○大臣政務官(渡辺孝男君) 御指摘の森林の流域管理システムは、民有林、国有林を通じて、地域の特性に応じた森林整備や木材生産活動を流域を単位として、幅広い関係者の協議あるいは合意により進めていくこととするものであります。

具体的には、各流域の流域森林・林業活性化協議会における協議あるいは合意形成を進めまして、先進的な流域では、流域の森林整備を担う林業事業体の設立や、あるいは森林施業の共同化、あるいはまた国産材供給基地づくり、さらに上下流の市町村の連携による森林整備、また下流の漁民による森林整備などの取組を行い、一定の成果を得ているところであります。

しかしながら、林業を取り巻く状況が大変厳しいということから意欲的な取組が行われていない、そういう流域もあり、このたびの総務省による行政評価・監視において、一部の地域森林・林業活性化センターでは、流域林業活性化実施計画の目標数値、あるいは年次事業計画が記載されていないものがある等の御指摘をいただいたところであります。

そのため、林業・木材産業の構造改革を進める必要性について関係者への理解を求めるとともに、先進的な流域での取組を参考としてもらうように、そしてまた森林の流域管理システムが効果的に運営されるようにその活性化に努めてまいりたい、そのように考えております。

○田中直紀君 大臣にお伺いをいたしたいと思います。森林・林業基本法を平成十三年に成立を図りまして、多面的な機能を始め森林・林業一体として活性化を図っていくと、こういうことに一歩踏み出したわけですが、それに基づきまして、森林・林業基本計画あるいは全国森林計画と、非常に計画は、非常に私はいきなり細かくて制度も方針も立派なものができ上がっているわけですが、所期の目的といえますか、なかなか造林におきましては間伐、そしてまた今の森林の流域管理システムにおきましてもまだまだ物足りないという現状は否めないというふうに思います。

それがやはり、そういう制度がなかなか定着しないのか、あるいは今、林業経営が非常に、もともと活性化しないうえに、いや予算が足りないんだ、いや労働力不足なんだと、いろいろな要素があるわけですが、しかし、多くの方々からいえば、森林の整備というものが大変重要であるということの認識が非常に深まっているわけでありまして、是非、いろいろな項目があるわけかと思っております。是非機動力を発揮して整備を図ってほしい、図っていく御努力をいただきたいと、こう思うわけですが、大臣の御決意を伺いたいと思っております。

○国務大臣(亀井善之君) 近年、木材価格の低迷、あるいは林業労働力の減少と高齢化など、森林・林業を取り巻く情勢は本当に極めて厳しい状況下にあります。

地球温暖化の防止、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全など、森林の有する公益的機能の持続的発揮に対する国民の要請、これは大変高いわけでありまして、適時適切な森林整備を推進することが重要であると、このように認識しております。

先ほど来、お話しいただきますとおり、今回の総務省の勧告も受けたわけでありまして、これらに

つきましては、いろいろ努力もしておるところでございますが、この勧告につきましても、私も、重要な課題として取り組んでまいりたいと、より徹底して施策の推進を図ることを求められたものと認識をしております。直ちに都道府県を通じて市町村等への文書を発出するなど、必要な措置を講じたところでございます。

今後とも、このような指摘を受けることのないように、森林の整備・保全のために施策の充実強化に努め、森林の有する公益的機能の持続的な発展を図ってまいりたいと、このように考えております。

本日に森林をめぐるいろいろの課題、大変重要な課題でありまして、先ほど来御指摘いただきましたとおり、基本法を制定し、そしてなかなかその実績を得ることができないわけですが、なお一層、今、この法案の審議等を通じて、その計画が、そしてまた森林をしっかりと守っていく努力を重ねてまいりたいと、このように考えております。

○田中直紀君 よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

今回の法案で、森林の整備に加えて、森林の保全を併せて行っていくことになるわけでありまして、森林の整備及び保全の一体的かつ総合的な実施を図るため、森林の保全の目標その他森林の保全に関する基本的な事項を全国森林計画等の計画事項に位置付けると、こういうふうに表示されているわけですが、森林の保全の目標は何の事項を定めるか、あるいはどのような効果を求めるかということについてお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今お話ししましたように、今回の法改正によりまして、現行の全国森林計画の計画事項であります森林の整備の目標というものがつきましては、森林の整備及び保全の目標ということに改めたいというふうに考えております。その中で、森林を保全する治山事業、さらには森林の公益的機能を保全する保安林

整備等の森林の保全に関する事項を含めて目標をきちんと位置付けていきたいというふうに考えているところでございます。

そういった目標の内容についてはまだ検討するところがあるかと思ひますけれども、いずれにいたしまして、こういった全国森林計画の目標をそういう形で定めまして、それを実施する公共事業計画である森林整備事業計画におきまして、森林の保全の主要施策である治山事業に関する計画を森林整備事業と統合して、森林整備事業、治山事業を総合的にかつ効率的に推進をしていくということにしていきたいというふうに思っているわけでございます。森林の整備と森林の保全に関する施策の一体的な推進を図っていくということにしていきたいというふうに思っているわけでございます。

○田中直紀君 今後、森林整備保全事業の創設をしていくと、こういう法律の内容になっているわけですが、一方、公共事業計画につきましては、従来の投資額に替えて事業の成果目標を示していくという方針が経済財政諮問会議でも取り上げられているわけですが、新たに策定する事業計画の内容をどのように考えるか、大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。

○国務大臣(亀井善三君) 森林整備保全事業計画におきましては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二等を踏まえて、計画の策定の重点を従来の投資規模から、達成される成果目標に見直すとともに、事業費総額を計画内容としな

いこととすると、このように考えておるところであります。具体的な内容は今後検討していくことになりませんが、森林所有者による自主的な取組を基本とする森林整備事業と公的の主体による森林の整備状況及び保全を行う治山事業を効果的に推進していくために、両事業の実施による森林の多面的機能の発揮にかかわる成果を目標として明らかにするよう検討してまいりたいと、このように考えております。

○田中直紀君 これからの計画を、いわゆる効果のある、そしてまた目標が達成されるような計画を是非確立をしていただきたいというふうに思ひます。

平成十三年に日本学術会議におきまして多面的な機能についての評価が出ておりまして、その中で水資源の貯蔵、貯留といいますが、効果あるいは水質浄化、こういう、金額で評価をすればということであろうかと思ひますが、両方足せば二十兆円、年間の、以上の機能が発揮されておると、こういう科学的な検討がされておるわけでありまして、全国の市町村も、森林を抱えておる市町村はやはり予算があればしっかりと整備をしていこうと、こういうことが言われておるわけでありまして、私も森林交付税の検討等各市町村の、五百九の市町村の皆さん方と検討してきた経過があるわけですが、是非、水源の涵養、国土の保全等の公益的機能の発揮を目的として、全国の森林保有の市町村が財源措置として水道水、工業用水、発電、電力に課税をしようという提案を今検討中であるわけですが、是非農林水産省の方も頭に入れておいていただいて、御検討をいただくというふうに思ひますが、御見解をお尋ねいたします。

○大臣政務官(渡辺孝男君) 今、委員の方から御指摘がございました森林整備のための財源確保の取組については、現在、多数の自治体におきまして水源涵養税等の法定外目的税等の検討が行われているところでありまして、例えば高知県におきましては県民税に上乗せをする森林環境税が条例化されまして、十五年度からスタートをしているところでありまして、

このような森林の水資源涵養あるいは国土保全等の多面的機能の発揮のため、森林整備・保全のための支援や負担の在り方については各方面で様々な議論、検討が行われていることについては、広範な国民意識の醸成につながる大切な意味を有しているものと考えております。また、国レベルにおきまして、温暖化対策税について環境省の中

央環境審議会におきまして具体案の検討が進められておりまして、今後国民各層での議論が本格化するものと、このように考えております。

地球温暖化の防止を始めとして、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図る森林整備・保全のためには、一般財源はもとより、税財源も含めた安定的な財源の確保が必要と考えておりまして、農林水産省としまして、温暖化対策税の検討に併せ、税収の使途が吸収源対策としての森林整備に活用されるよう積極的に対応していく考えでございます。

御質問の市町村の課税案については、まだ具体的な提案を受けておりませんが、以上のような状況を踏まえまして適切に対応していきたいと、このように考えております。

○田中直紀君 是非また検討をしていただきたいと思ひますが、多面的な機能の中で、やはり水資源の貯留というんでしょうかの機能、そしてまた地球温暖化防止の吸収源としての機能というのは両方あるわけでありまして、どちらかという地球温暖化防止に大変検討が始まっているわけですが、是非、地域、まず地域としてはいわゆる災害の防止もしていくわけでありまして、水資源というものの対して非常に森林は貢献をしてきておるということで、大変地域としては力を入れていくという意欲があるわけでありまして、是非その辺は機能の中でひとつ大きな柱として取り上げて進めていただきたいというふうに思ひます。

地球温暖化防止のことにつきましては、私も林業白書を時たま見させていただきまして、平成九年度に、大変これは科学的知見が、どこかちよつと専門的なところもありますが、お手元にちよつと配付させていただいておりますが、農林水産省としても、平成七年の我が国の二酸化炭素の排出量は三億三千万トンである、国民一人当たり二・六五トンとなると、こういうことで、杉の例を比較すると六百九十七本の杉が国民一人の吸収量と等しくなるんだと、こういう具体的な数字であり

ますが、そのほか、人間の呼吸による二酸化炭素が、排出が炭素換算で八十七キログラム、杉二十三分本だ。

二十三分本で生活ができるかなというふうに一方では簡単に思っかけてありますが、しかし今の都市部でいいますと、最近ビルラッシュがありまして、簡単に十数本の樹木を切つて、我々地元で帰りますと、目に青葉山ホトトギス初ガツオじゃないですが、非常に山村の中で空気のいい環境を体験するわけでありまして、そういうことを考えますと、都市部で簡単に木を工事のために切つてしまふというのも嘆かわしいといいますが、農水省も少しそういう面で頑張ってもらいたい、こういうふうにするわけでありまして、その下に、都市部が大変な車、自動車のラッシュでありまして、ここに表現してありますのは、森林の年間の吸収量は年間二千七百万トンである。これは我が国の自動車の排出される炭素をおおむね吸収するというところでありますから、車社会で今我々が車を走らせることができるのは我が国の森林があるがためにできる。

しかし、それ以上に、我々は生活をしているわけでありまして、そういう面で自動車税から森林整備に回せと、こういう気持ちにもなるわけでありまして、その辺、やはり森林の整備・保全というのとは大切なことをこの林業白書は述べているわけでありまして、大いに農林水産省が率先して、森林の整備というものが我が国にとって大事であるということを我々も言っていきたいと、こういうふうにも思っているわけでありまして、そのもう一つまとめていただきました資料の中で、では森林整備が幾らぐらい掛かるのかということでありまして。

十年間の対策の考え方は、まず第一ステップということであるようでありまして、それで十年間で吸収量が三・九％を確保しなければいけないのでありますが、現在確保できておりますのが二・九％ということであることを計算していた

できました。したがって、三・九、十年間で維持をするためには、早く私はこれぐらいの予算が必要なんだと、りそなにどんどん取られるんじゃないかと、森林整備も一兆円掛かるのか、二兆円掛かるのかと、こういうことをしっかりと前提を出して、そしてそれが成果目標といいますが、十年間で整備することによって我が国の地球温暖化の防止がなされるんだというようなことを強く打ち出して、そして将来に対しての国民的なコンセンサスを得るという努力が必要ではないかというふうにも思つてこの資料を出させていたのだというわけでありまして、今後の地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策の中で農林水産省の目指す方向というものを大臣に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(亀井善之) 森林は、成長の過程で光合成により温室効果ガスである大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として貯蔵することから、地球温暖化防止においては大変重要な役割を果たすわけでありまして。

京都議定書におきまして、我が国は、地球温暖化防止のための国際的な公約である二酸化炭素削減目標の六・〇％のうち、森林による二酸化炭素吸収目標として三・九％の算入が認められておるわけでありまして。これは諸外国と比べて国内の森林面積に対して大きな森林吸収量が認められたものであり、我が国において森林吸収源対策は重要な位置付けとなっております。

しかしながら、昨年三月十九日に地球温暖化対策推進本部において決定された地球温暖化対策推進大綱に示されているとおり、現状程度の水準で森林整備等が推移した場合には確保できる吸収量は三・九％を大幅に下回るのであることがあり、我が国に必要な吸収量を確保するために、健全な森林の整備、木材利用の推進等を強力に推進する必要があるわけでありまして。

このため、地球温暖化対策推進大綱に基づき、昨年十二月に地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策を作成したところでありまして、今後、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、国民

参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進、報告・検証体制の整備の五つを柱とする取組を関係府省と連携を図りつつ総合的に推進していく考えであります。

今後とも、地球温暖化防止を始め国土の保全、水源の涵養などの多面的な機能が持続的に発揮される多様な健全な森林の育成に向けまして、必要な財源の確保に努めるとともに、コスト削減を図り、森林吸収源対策の着実な推進を図ってまいりたいと、このように考えております。

○田中直紀君 森林整備保全事業の創設ということでスタートするわけでありまして、大臣が今御答弁されましたように、地球温暖化防止対策をしっかりとやっていただきたいと思いますし、また森林の多面的な機能の中の水資源の問題につきましても大いに取り上げて促進をしていただきたいと思ひます。

次に、林業の経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案につきまして伺いたいと思ひます。

今回の法案におきましては、林業及び木材産業に関する資金制度についてであります。木材産業まで対象を拡大すると、そしてまた特定の生産方式導入等のための資金、あるいは新たな事業の開始、生産・販売方式の導入等の実施ということとがうたわれておるわけでありまして、まず、林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は貸付資格の認定が必要であるということになっております。まず、認定基準につきまして伺いをいたしたいと思ひます。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 林業・木材産業改善資金の貸付資格につきましては、この資金が国、都道府県の財政資金により無利子で貸し付けるものであることを踏まえまして、その申請者が林業・木材産業改善措置を実施することによりその経営を改善するなどの見込みがあるという場合に限り都道府県知事は認定することができるといふことにしております。

具体的には、林業・木材産業改善措置に関する計画の記載内容を基に、当該改善措置の実施が売上高の増大、生産コストの低減、品質の向上などの経営改善や労働災害の低減、林業労働に従事する者の確保に資するものであるかという観点、それから当該改善措置が林業・木材産業改善資金による政策支援の対象として適切なものであるか、またその目標が確実に達成されるのか、あるいは当該改善措置を実施するための所要の資金が確保できるのかというふうなことにつきまして、都道府県知事が総合的に判断するというところで考えているところでございます。

○田中直紀君 先ほども申し上げましたけれども、大変、制度においてもあるいは方向においても非常にいいものであるというふうにも思ひますが、具体的にどういう内容のものが、例えばバイオマスの導入についても大いに取り上げていくと、あるいは木材センター、加工センターもどういふ分野が林業と一体になって計画を立てていけば認定をしていくんだという、いわゆる地域と森林と林業とが一体になって進めていくわけでありまして、市町村のみならず各々という森林の所有者にも浸透が図られるようなそういう政策を打ち出していただきたいというふうに思っております。

次に、平成十四年度補正予算で緑の雇用担い手育成対策事業というものを取り上げまして、いわゆる雇用創出を地域においても、森林整備においても、その担い手を育成をして、そして雇用を増やしていこうということで努力をしてきたと伺っております。一年間の実践研修をし、また技能あるいは技術を習得してもらひまして、具体的に森林の整備に雇用創出をしていただいているわけでありまして、その取組の現状と今後の予定について伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(亀井善之君) 山村の過疎化また高齢化が進む中で今後の森林整備を着実に推進していくためには、優秀な森林整備の担い手の確保育成が重要なことでもあります。

林野庁といたしましては、厚生労働省の緊急地域雇用創出特別交付金事業において、森林作業に従事した者を対象に林業事業体への本格雇用や地域への定着を促進するため、平成十四年度補正予算により、四十四都道府県において二千四百人規模で森林整備の担い手として必要な専門的技能、技術の習得等を図る緑の雇用担い手育成対策事業に取り組んでいるところであります。

本事業による実際の研修は去る四月から始まったばかりであります。研修生が基幹的な林業就業業者として地域に定着し、そして所期の目的が達成されるように、本事業の関係者を助言また指導してまいりたいと、このように考えております。

○田中直紀君 現状におきましては、地方の活性化、そしてまた中小企業等の活性化がやはり我が国の経済を支えていくという大きな柱になるわけでありまして、その一つとして雇用創出として森林の整備を図っていくこと、こういうことでありますので、重点事項として更なる努力をお願いをいたしたいと思います。

木造の、木材の国内材の、国産材の消費の拡大ということで、これは古くして新しい問題であります。それぞれ努力をしてきているわけであり、ますけれども、なかなか国産材の消費というものが伸びてこないというの、歯がゆいような状況が見受けられるわけでありまして。

新潟県の例でちょっと調べてもらいましたら、新潟県における木造住宅建設に対する助成措置ということでスタートをしております。十三年度は件数もあつたわけですが、やはり制度を進めていくにおいてなかなか伸び悩みをしておるということでありまして、若干事前に調べていたいただきましたけれども、県に対して、これは県材、県産材を床面積一ヘクタール当たり〇・〇七平方メートル以上使用することによって低利融資の融資をしておると、こういうことであります。そのほかに、いろいろ国として制度としてバックアップしておる制度があるということであり、ますが、その辺の全国でやっております例と、そし

てまた、うまくいってこの助成制度というのがございまして教えたかったと思います。

○大臣政務官(渡辺孝男君) 今、新潟県の例でお話をいただきましたけれども、我が国の林業の活性化と森林の適正な整備を図っていく上では、木材の利用を推進するということは大変重要であります。特に、住宅分野における利用を図ることが大変重要であります。このために、地方財政措置として講じられております地域材を利用した住宅建設の促進策に対する特別交付税措置等を活用して、各県において低利融資や利子補給あるいは補助金給付等が実施されているわけでありまして。

新潟県におきましては、先ほどお話しいただきましたように、低利融資制度あるわけであり、ますけれども、近年、低利融資や利子補給については利用者のメリット感が低下しているということ、なかなか進んでおらないというようなお話も聞いております。そういう意味で、各都道府県に對しまして、実施状況や実績等の分析結果を提供いたしまして、より効果の期待できる方式を検討してもらえようをお願いをしております。

今後とも、関係機関と連携しつつ、地域材を利用した木造住宅建設の促進のために努力をしてまいりたいと、そのように考えております。

○田中直紀君 具体的には、一棟当たり補助金を、何といいますが、一軒建てに当たって国産材を使えば、具体的には三十万とか六十万の国産材は補助を出しているケースもあるように聞きますが、また実物の融資といいますが、柱材というんでしょか、そういうものを使う場合には提供するか、こういうことも始めておるといこととありますが、その辺のまた実績が今分かれれば教えていただきたいと思ひますし、その制度自身がかどうか、その辺も最後にお聞かせをいただきます。質問を終わらせていただきます。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今お話ししました件は、先ほどから話が出ております地財措置によつて各県で工夫をしておられます。地財措置にたいしているわけがございまして、その中で低利融資だとか利子補給だとかということではなくて、補助金として、今お話がございましたように、一戸当たり三十万円を出すとあるのは五十万円を出すとあるということがございまして、すし、杉柱材を一戸当たり九十本以内無償で提供するというような試みもされているところでございます。

そういった実績でございしますが、どちらかといいますと、先ほど政務官の方から話をさせていただきまして、低利融資だとかの実績でいきますと予定したようなものに、満度になつていないというようなことがございしますが、一方では、そういった補助金等の取扱いをしているものにつきますと大体予定した戸数が来ていると、あるいはそれ以上に要望があるというような実態が把握できているところでございます。

そういう点で、例えば県で申し上げますと、秋田県では、秋田杉を柱材一戸当たり九十本無償で提供するというところで発表いたしましたところ大変大きな反響があり、今年度は、二年目に入るわけでございますけれども、予定戸数を大幅に増やそうというような議論もされているというふう聞いておるわけがございまして、やり方によつていろいろ効果が違つていくこととございまして、我々、そういったものを分析をして各県に提供し、その中でより効果のある方法を取つていただきたいということをお願いしているところでございます。

○田中直紀君 以上で終わります。

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司彰でございます。法案審査に先立ちまして、WTOについて質問をさせていただきたいと思つております。WTOはもう農水委員会にとつて欠くべからざる課題であると思ひますが、なかなか単独

の審議というものが時間がございせんので、冒頭お願いをしたいと思います。

基本的に私はWTOで農業交渉そのものを入れるのは反対でございまして、やめろというようなことを常々自分では言っているんですが、しかし、現下のところそういうことにはもちろんなつていない。そして、いろんなところでも政策が立案をされ、法律になり予算が執行されるという中でありますけれども、どうも私どもにとつてこのWTOの政策分類あるいはその予算といふものが、どういふふうな形で把握をすればいいのか非常につかみづらいところがございます。自分でもいろいろ見て調べているんですけども、なかなか出てまいりません。

それから、WTOの方には報告をする義務がございまして、これは交渉事の駆け引きの部分もございまして、これは例えば日本だけが年度をどんどん先ということにはならないこともあろうかと思ひます。しかし、今、九九年年度までは一応この報告が終わつていくわけでありまして、そのこのところについて調べてみてなかなか、出されている数字に予算そのものを積み重ねていって、もつたりこないということがございまして、この辺については私どもに對してすべからず明らかにしていただきたい、すべからず思うんではありますけれども、局長の方のお考えをお聞かせください。

○政府参考人(西藤久三君) WTO農業協定に従いまして、国内農業情勢につきましては、もう先生御案内のところでございますが、緑の政策、青の政策、それと削減対象となつております黄色の政策ということで、私ども、その実施状況について、私どもだけではございせんけれども、各国とも削減の約束の達成状況、それと新規施策等事務局に通報するということで、先生御指摘のとおり、現時点において、すべてではございせんけれども、我が国を含め主要国は九九年年度の、一九九九年の数字までが提供されている状況にございます。各国とも、提出をした水準については

WTOの事務局のホームページの中で整理をして公表されている、国ごとに公表されている、通報した内容が公表されているという状況でございます。

私ども、当然のことながら、国内情勢の枠組み、先ほど申しましたような枠組みの中で整理されておりますので、それに即して事項ごとに整理をし、提出していただいているという状況でございます。

ただ、御指摘のとおり、ある面では非常に技術的な側面もございます。そういう点で分りづらいい点というのは否定できない状況でございますけれども、私ども、そういう点では、現在WTO農業交渉が実施され、国内支持の状況についても日本のいろいろな提案をさせていただいている、そういう状況も含めて実施の状況がどうなっているか、細部にまでわたってという点ではいろいろ御議論があるかもしれないけれども、そういう実施状況、そういう提案をしているということについては常に御説明させていただいている状況でございます。

また、私ども、貿易レポートということで、単にWTOの状況だけではございませんけれども、毎年、農産物の、農林水産物の貿易の状況を、これもできるだけ分かりやすく国民の皆様様に理解していただくという観点で、毎年、整理をしたものを出してきておりますけれども、その中にも概要を紹介していくという取組をいたしております。

先生御指摘の点、私ども、どこまで、分かりやすくという点で、どういう形でどうだということございましてけれども、工夫の余地がないのかということは今後更に検討させていただきたいというふうに思っております。

○郡司彰君 分かりやすいということも説明責任の大事な要素でございますが、分かりづらくて結構でございますので、ある資料を取りあえず出していただくということはよろしゅうございませうか。

○政府参考人(西藤久三君) 私ども、WTO事務

局へ提示している資料は、先ほど申しましたように、WTOに通報したものがWTO事務局でホームページで整理されております。そのものの自体、私ども提出したもののそのものでございましてけれども、提示できることは当然できるというふうに思っております。

○郡司彰君 なかなかその数字を積み上げていくのもならないということがありまして、またその辺のところについては今後よろしく取り計らいをお願いしたいと思っております。

続きまして、法案の二法について質問させていただきますが、今回の経営改善資金助成法の改正案でありますけれども、一つは、川下にも融資の枠を広げるということでありまして、うし、あるいは新たな事業者にもその対象を広げるということでありますから、基本的にはいい方向での改正ではないかという思いをしております。

それから、森林法の改正につきましても、大きくて言うところ、公共事業をどうするんだということについては大変議論がありまして、私どもは予算の段階でも、これまでと違った形での提案を提案をしたわけでありますけれども、そのことについては既に否決といえますが、数の関係でもって決まっているわけでありまして、それを、大くくりの公共事業という問題を除けば、これまで森林の保全とか整備とかいろいろなことを行うのに、森林法とかあるいは治山の関係の法律でもって分けていたのが一つになるのは基本的にいいことかなというふうなことを思いながら、幾つかの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、自給率の関係は、表をいただいたものを見させていただきまして、これはもう改めて数字を申し上げるまでもなく、これは大変に低い数字になっているわけでありまして。幾つかのいろいろな形でもって要素があるわけでありまして、農業の問題も林業も、いずれにしても所得にかなうような形でなければならぬかなと従事をするということにもならないだろう、振興策といってもなか

なか難しいだろう。だとすれば、やはり日本の場合には国産材の利用の拡大ということが大変重要になってくるだろうというふうに思っております。また、国の方もあるいは農林水産省もいろいろな施策を出していらっしゃるかと思っております。

まず、大臣に、この国産材の利用拡大策について、大きな観点でもってお話をいただけますでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 木材は人や環境に優しく、優れた資材であるわけでありまして、その利用を通じて我が国が林業の活性化と森林の適切な管理に資するものであります。このため、このような木材利用の意義や木材の良さについて、シンポジウムの開催等によりまして国民への普及啓発、あるいは木材供給者と住宅生産者の連携の促進等により住宅への木材利用の促進、関係府省との連携によりまして学校等公共施設あるいは公共土木事業における木材利用の促進等に努めているところであります。また農林水産省自らも、公共事業へのより一層の木材利用の拡大に取り組むための農林水産省木材利用拡大アクションプログラム等の作成に取り組んでいるところであります。今後とも関係府省とも十分に連携を図りながら、木材、とりわけ国産材の利用促進に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○郡司彰君 いろいろこれまでも質問としても出されておりましたが、取りあえず、随分と始めよ、農水省の中でどのような取組が具体的に成果を上げていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、アクションプログラムについては夏ごろまでにきちっとしたいというところで策定中でございますが、一つの考え方としては、どういう施設については木造化ができるのかというところを特定をいたしまして、そういうところについては原則木造で対応していただくというようなことを打ち出していただけではないかというところを各農林省内で検討していただいているところでございますし、できるだけ備品等についても木材を使っていくというようなこ

とでやっていただきたいというような方向を出しているわけでございます。

そういったものについて、具体的にどういうところでできるのかということは今検討していただいております。それを夏ごろまでにはまとめたというふうなふうに思っているところでございます。

○郡司彰君 そして、これもまたよく話されるわけでありまして、例えば学校教育の現場です。ね、そういうものの建て替えの際にはできるだけそういうことを文科省などとも連携をしていただければと思います。

それから、拡大の関係、国内だけではなく、例えば中国などは今世界で一番木材を輸入をする国になつたわけでありまして、そのところにも日本は杉材などが大規模輸出をされるようなところにもなつてきた。民間の方の大変な努力があるんだろと思うことは、民間だけに任せないで、国としてやることはしないのかというふうな声も私も視察に行ったときに聞かれました。そんなことにも御配慮いただきたいと思っております。また、どうしても人家がある、山が連なつてくる、人家に近いところから手を入れていく、遠いところについてはなかなか手が入らない。そのところについては公的な力も随分入れているんだろと思うんですね。

ただ、問題は、路網という言い方は私、余り皆さんがよく分らないのではないで、林道の整備という言い方をしますけれども、そういうものがやっぱりなければ、いざというとき、伐期がもう来ているんだよというときになかなか搬出ができません。意外とこの搬出のコストというのは掛かるんではないかなというところを思っております。この林道の整備、路網の整備をどのような形でやってきたのか、今、行おうとしているのか。逆な意味で言いますと、例えばスパー林道とかいうことに余りお金を掛けたりなんかしないで、もう使って何年かすれば、また自然に復元しているよ、戻るよと、そういうものでも適宜に行えばよろしいんではないかなと思っておりますけれども

も、いかがでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、路網の整備のお話をいただいたところでございます。林道の整備につきましては、何といいたしても効率的な林業経営を行っていく、さらに木材の搬出をよりコスト的に安くしていくというようなことでかんがみましても、林道がなければそういったことができないわけではございません。林道の整備を進めていかなければいけないというふうな思っているところでございます。

進め方としては、やはり幹線的になる林道、そこから更に派生的に出ていく道、さらにはもう現場現場で作業道的に使う道というような道の性格があるんじゃないかというふうに思っております。やっぱり幹線的な道につきましては、かなり大型のトラックが走るということを前提としたしまして、それが一定のスピードで走れるというような道を造っていくということも必要であらうというふうに思っているわけではございません。そういった組合せをしながら、より効率的に道をどういうふうに通っていくかということを考えるわけではございませんが、そういう点でいきますと、例えば、一番末端におきます作業道的な道というのは、林道規程をできるだけ簡略化をしまして、例えば傾斜においても地形に合わせてようなものが選べるかと、そういうような形を取っているところではございません。そういうふうな形に思っているところではございません。そういった林道規程の改正というふうなことも行ってきたところでございます。

そういうようなことをやりながら、よりコスト的に低減できるような形で道造りを図っていくということではありますけれども、ただ、先ほど言われましたようなことで申し上げれば、何といいたしても幹線的な道と、道の性格に合わせてやはりそこはやっていかなければいけないということにつきましては御理解を賜りたいというふうに思っております。

いずれにしても、コスト等につきましても我々としても十分意識をしながら、より林道の整備が進むようにしていきたいというふうに思っているところでございます。

○郡司彰君 同じ農水省の中で、基盤整備その他は一定程度もう進捗がしているというようなことがあります。その今言われました幹線の道路については分かるわけではあります。ただこれからどのくらい必要なのかというふうな、そういったことも徐々に明らかにしていただければなというふうに思います。

それから、国産材の関係で、集材材というふうなものが必要に需要が伸びているということなんでありまして、これもこれも輸入の方に押されている。国内でそういうものができる要素というものはあるんだろうと思いますが、ネックのところはやっぱり規模が小さいのかなという感じがするんですね。その辺の協業化といいますが共同化といいますが、この辺については政策的にどのようなお考えをお持ちなんですか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、住宅需要がかなり変わってまいりまして、今回、十二年の四月には住宅の品確法もできたところでございます。また工法自体もできるだけ短期にやるといいうような格好になってきているわけではございまして、そういう中で考えていきますと、製品の寸法とか強度といった品質、性能が明確な安定した材というものが求められるわけではございまして、そういう点で集材材に対しての需要がかなり高まっているわけではございまして、まだ引き続き高まっているであろうというふうに思っているわけではござい

す。今言われましたように、その集材材については外材がかなり入ってきているというのが実態でございまして、一つは、やっぱり国産の杉が強度という面でいきますとかなりばらつきが大きいというふうな問題があったところではございまして、集材材工場を効率的に運営していこうということになりますと一定のやはり量が安定的に確保

されるということが必要だということではございまして、そういった安定供給という基盤がなかなか難しいというところがあつたのではないかとこのように思っております。

ただ、いずれにしても、今後、そういう集材材というもののについて、国産材で作っていくということにつきましてもいろんな動きが出てくるところでございます。集材材工場も幾つかできておりますし、また稼働が、大変実は需要があつて、八時間だけじゃなくて更に働かないとその供給が間に合わないというふうなこともさえ言われるような状況も出てきておりますので、そういう点では、そういったところに安定的に供給できるシステムというものを作り上げていくということが必要ではないかというふうに思っております。

少し、実は話が変わるんですけども、実は今、合板につきましてもできるだけ国産材を使うのではないかと議論が出てきております。二年前、大田国産の針葉樹合板というのは十立方ぐらいの水準だったんですけども、昨年は二十立方ぐらい使っていたことがございました。更に今年は多分伸びるであろうというふうに思っているわけではございますが、それも問題は同じような問題でございまして、安定的に供給がされないとなかなか更に大規模にということにはな

がつかないという問題があるわけではございまして。そういう点で、その安定供給システムをどう作り上げていくかということにつきまして、今、実は林野庁内で検討会を設けてまして、どういふふうにしたらいのかということについて、生産の段階、加工の段階、それから集荷の段階、そういうものを含めまして安定供給システムをいよいよきちっと作り上げていかなければいけないという認識を持って取り組んでいるところでござい

す。○郡司彰君 三重県にちよつと視察に伺ったことがありまして、そこで、例えばヒノキでありますとかいろいろな木材を実際にこれ幾らなんだと言うと、大変驚くように安い値段だったんですね。ところが、ヒノキで全部家を造ろうかという想像する値段と随分開きがある。その辺の開きの部分が、これは経済ですから、流通も含めて市場というものも含めて必要だからあるものが多いわけですね。しかし、実際に山を、管理をする山でもって所得を得ようとする方にとってはなかなか厳しいような現状がある。その辺のところについても今回の改正でより多く政策的な光を当てていただければというふうに思います。

CO₂の削減、先ほどお話がございましたが、私、極めて分かりづらいというか、自分の頭の中がよく整理ができません。簡単なことを幾つかお聞きをしたいと思ひます。

成熟をした森と伐採が終わつて若木が植えられた森と、これはどちらの方がCO₂の吸収というものがよろしいんでしょうか。お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(加藤鐵夫君) CO₂の吸収というのは、結果といたしまして、CO₂を吸収して光合成をして成長していくということでございまして、その成長量が高いものが吸収量が高いということが一般に言えるだろうというふうに思っております。そういう点でいきますと、若い林と老齢で成長が止まってきた林ということと比較をいたしますと、やはり若い林の方が成長は旺盛であるというところだろうというふうに思っております。

そういう点でいきますと、CO₂の吸収固定ということから考えますと、やはりある一定のところまで伐採をしまして、若い林とか、循環をさせていくということも必要ではないかというふうに思っているところでございます。

○郡司彰君 例えば、この周りが全部木で内装されているわけですね。切り出した木はこの状態で使いますと、これはCO₂を蓄積をした状態で使用をしていると、こういうふうなことになるわけですね。そうしますと、輸入をされている比率が

非常に高い、ほかの国から木材が日本のところら
どんどん入ってくる、しかしいずれば、合板であ
ろうとそうでないものも含めて、使い終わる段階
が来た段階ではそれを処分をする、それが焼却と
いう形を取れば、これは、CO₂全体をなくそう
というのこれはもう区切りがないわけで、世界
じゅうだというのはこれはもちろん分かっている
んですけど、しかし、単純に考えたら、世界じゅう
のCO₂を持ってきて日本で燃やしてCO₂を放
出していると、こういうことでよろしいんです
か。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 日本の今の状況だけ
を考えますと、そういうことになろうかと思いま
すけれども、世界全体で考えていきますと、やっ
ぱり木材というものは全部、表層にあるCO₂が
循環をしている。木材が使われ、焼却をされ
て、それが更に森林に吸収されていく、生物に吸
取されていくということでありまして、木材とし
てはカーボンニュートラルな状況になるわけでござ
います。

そういう点では、木材をきちつとエネルギー等
に利用、焼却の段階で利用いたしまして例えば石
油とか石炭を使わないということになれば、そ
れはより地球温暖化防止に貢献をするということ
でありまして、そういう点では木材の利用という
ものを進めていかなければいけないということだ
ろうと思っております。

ただ、我が国ということではいいますれば、やは
り一番としましては国産材を使っていたきたい
というのが率直な思いでございます。

○郡司彰君 広げればそういうような話にもなる
んでしようが、いずれにしても、これだけ輸入を
して使っているということは、日本で間違いなく
放出をしているんだと思うんですね、世界じゅう
の木材を集めて日本でCO₂を放出しているとい
う結果になっているんだらうと思うんです。
じゃ、それを、これだけ輸入をしている国の責任
として、再びCO₂を放出をさせないで使い終
わった木材を何とかならぬだらうかというような

ことについて、どのぐらいの政策的なものがあつ
て予算的にどんなことをやっているのかお聞きを
したいと思いますが、例えば、チップ状にして校
庭に全部敷き詰めていくというようなことを実験
的にやろうというようなこともあったりします。
ただ、いずれにしても、そういう実験的な
ものだけではなくて、いんです、三・九%ほ
かのところはどういうふうにするかというふう
にするか、この議論というのは、それは分かる
んですが、これだけ輸入をしている国の倫理観と
して、そういうふうにしてきた木材からCO₂
を再び出さないような、そんな政策なり予算とい
うものはどのようなふうになっていますか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、輸入材のお話で
お話がございましたけれども、木材が、先ほどお
話ございましたように、利用している限りは貯
蔵していると、CO₂を貯蔵しているということ
でございまして、できるだけ長く使っていくと
いう、我々の、多段階に使うという言葉を使つて
おりますが、例えば、今こういう形で最初内装
材であつたものが、それが廃棄された段階では例
えばチップ化をする、それをまたボードに作り直
す、それでまた利用していくというような多段階
に利用していくということは、ずっと貯蔵がつか
なっていくわけでございます、そういうこと
を進めていくということが必要ではないかとい
うふうに思っているわけでございます。

建築廃材の問題につきましても、そういう利
用ということを進めていくということが必要では
ないかというふうに考えているわけございま
して、そういうものが例えば生分解プラスチック
として更に有効に使われるとかいうような、新し
いことも含めながら更に利用の道を追求してい
くということもしていかなければいけないとい
うことではないかというふうに思っております。

ただ、最終的には、やはりこれ利用、利用を重
ねましても焼却という、あるいは廃棄という議論
になりますので、その場合に、やはり先ほどから
申し上げておりますようにバイオマスエネルギー

としてきちつと使っていくということも必要では
ないかというふうに思っているわけございま
す。

○郡司彰君 バイオマスの話が出ました。先ほど
田中委員からも同じような質問がございました
が、改めてちょっとお聞きをいたしますけれど
も、このバイオマスの関係、この林業・木材産業
改善資金の対象となるということでもよろしいん
でしょうか。先ほどの答弁、ちょっとその辺があれ
でしたので。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 実は、今までも、林
業資金の中でいきますと、そういう未利用資源
を利活用するための機械であるとかあるいは施設
であるとか、例えば移動式のチップパーをかうと
か、そういうことは可能であつたわけございま
すが、今回木材産業まで広げるということでござ
いまして、例えば製材工場が出す製材の残材とい
いますか、そういうものについては、バイオ
マスとして利用していただくといった場合に、そ
れを今回の資金で手当をするということも可能
になるのではないかとこのように思っております。

○郡司彰君 大臣、ちょっとお考えですけれど
も、東京は私どもの田舎の方から来るとんでも
ない大きなビルがたくさん建っております、ほ
んど、内装はこのように木に使っているとい
うのはほとんどないわけですね。これ、大きなビル
造るときに一定の割合ぐらいで内装材をきちんと
使いたさないとということになると、CO₂をため
ておくのは森だけではなくて、都市もCO₂をた
くさん貯蔵しているところなんです、ということに
なるんだらうと思ひますが、高圧的とはいいま
すか、法律でも縛るわけにはいかならないとい
も、その辺のところについて経産省なり関係する
ところとお話をしようというところは大臣の頭
の中でどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 先ほどもお話し申し上
げましたが、いろいろの関係府省と連携を取ると
申し上げた点につきましても、今のお話、いろい

ろ木材を使用する、国産材を使用すると、そうい
う意味合いにおきまして、できる限りのそのよう
な努力をしてみたいと、こう思います。

○郡司彰君 次に、林野特会についてお尋ねをし
たいと思います。

私の浅い読み方だったんだと思いますが、さ
らつと読んでおきますと、新たにこの治山事業の
関係が特会の方に入るのかなというふうな理解を
したんでありますが、どうもそうではないという
ことでございますが、今回のこの改正によつて、
新たに五十年計画ということに対しての変更はあ
るんでしょうか、ないんでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 五十年計画というの
は、国有林の抜本改革におきまして、累積債務を
返していくということ、五十年後までに返して
いくということと計画をしているわけございま
すが、このことにつきましましては、そういう計
画に基づいて、今回の法律改正ということにか
わらずそういうことについては国有林の抜本改
革として我々としては進めていきたいというふう
に考えておりまして、この法律改正がそこへ直接
影響するというのではないというふうに思つて
おります。

○郡司彰君 その平成十年のときの林野特会の大
幅な変更の際に質問をいたしました。その当時、
抜本改革のときの基本的な計画によりますれば、
平成十一年から十五年まで、これがいわゆる集中
改革期間ということでありまして、これがいわゆる集中
改革期間ということでありまして、全体
が完了しているわけではございません。全体
が完了してしまつたこの集中改革期間、どのよう
な実が上がつているんでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 集中改革期間につ
きましては、この間に組織であるとか要員である
とかという簡素合理化を図っていくということと
同時に、十六年以降、健全な財務といひますか、新
規借入金をしないうような体質を作っていくとい
うことを求められているわけございまして、今そ
ういったことについて努力をしているところでござ

ございます。

新規借入金の方につきましても、実は平成十一年の段階では六百五十四億円の新規借入金があったわけですが、今年の十五年度予算では百六十四億というところまで削減をしてきたところでございます。十六年度以降、これから予算の御議論をいただかなければいけませんけれども、我々としては、十六年度以降、新規借入金をしないという形になるというように努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○郡司彰君 十六年からは新たな借入金はいない、そしてその後十年、二十六年から三十四年間に亘る一兆円が完済をするというふうなことになるんだらうと思いますが、この二十六年以降の見通しについては現在どう思っているのでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今のところ、今の現在の木材価格というふうな議論をいたしますと大変厳しくなっているわけでございますけれども、まだ、さらに平成二十六年というところでございまして、今の材価でということだけではいけません、今の努力をきちんとやりながらそういったものに向かっていくということが必要ではないかというふうに思っております。そういう点では、二十六年から返済をする計画というものは、今の段階で我々としてその実行を図っていくというふうには考えているところでございます。

○郡司彰君 労働力の関係についても、これは森林法、基本法の関係だったでしょうか、十三年のときに質問をいたしましたところ、どのぐらいの労働力が必要なのかは今作業中だというような答えでございました。作業中でありまして、二、三年たっておりますので、二年ほどたっておりますから、作業が終わってどのぐらいの労働力かということについての一定の数字が出ているのかなというふうに思います。これは民間の関係も含めてであります。

それから、先ほどの特会の関係だけでいいですと、私は前にもお尋ねをしたんでありますが、このところの、借入金その他が減っている、これからなくなっていくというところが、実はこの人員が減らされてきているということが非常にウエート高い。私はその辺を非常に危惧をしております。緑の雇用もある、あるいは短期的な雇用というものも今非常に出ていましてありますけれども、山というのはやはりそれなりの年月を掛け人たちが管理をするということになってくるんだらうと思っております。

現在の労働力の数字について、あるいはこれからの雇用の問題についてお答えをいただきたいと思っております。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 将来に必要な林業労働者数がどうなるのかということ、前のときにも御議論をいただいたところでございまして、我々としては、実は今回、森林・林業基本計画を策定する中で委員の皆様方にも御議論をいただいたところでございます。

専門的な林業就業数というのは、平成十二年の国勢調査によりまして六万七千人でございまして、これが現状のまま推移をしていくというところで考えていきますと、平成二十二年には四万七千人程度まで減少するというふうに見込まれたところでございまして、一方、必要な労働者数はどうなるかということでございまして、これも、これらにつきましましては議論があったところでございますけれども、やっぱり森林林業の多様化をしてきている、それから機械化だとか路網整備の進展だとか、そういうことをどういうふうに見込んでいくのかという議論がございまして、そういう中では一概に目標値として設定するという形にはならなかったところでございますけれども、森林・林業基本計画で考えております必要な森林整備というものが計画どおり実施された場合に、生産性の向上というふうなことも一方では見込まれるだろうということで、それらを併せ考えまして試算をいたしますと、現状程度の水準を維持す

るということが必要ではないかということになったところでございます。

このため、新たな林業就業数を従来以上に取組む。今の数字のままでは減少していくわけでございますので、従来以上に取組むということが必要でございまして、これまでの各都道府県におきます林業労働力確保支援センターによる取組等と併せまして、今回、緑の雇用担い手育成対策や、あるいは地財措置というものの活用するということ、各地域で新たな取組を起こしていただいているところでございまして、そういったことによりまして新規就業者の確保育成に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○郡司彰君 次に、総務省の勧告についてお聞きをしたいと思いますが、今の関係でちょっと一言言わせていただければ、私は、山の需要といいますが、人の関係はもっと増やしていかならうと思っております。

例えば、縦割りの中でいうと、今、前にもちよつと私質問しましたが、地籍、山の戸籍調べをまだ三割ぐらしか終わっていない。これは国土地理院の方の仕事になるわけですが、実際に山はもう少しそういうことを手助けできるような人をこれは日本という国全体が雇って、日本の山の山がどういう状態になっている、どういう形になっているかというのを、三割しかまだ調べていないというのを、これ、このままで行ったらあと百年たっても終わらないような数字になりますよ。これはフランスなんかでも、パリ・コミューン以降、六十年ぐらいいきちんとそういうものを完備をしたかということ、これはどこもやってきているわけですね。

そういうところも含めて、雇用の問題については、これまでではない発想を取り入れて考えていただければというふうに思います。

総務省の勧告でございますが、時間がございませんで、ポイントについてはこちらの方から申し上げれば、間伐とかあるいは造林の推進をや

る、あるいは流域管理の問題等が指摘をされているわけですね。これに対する対策というものも当然立てられるんだと思います。

そのこともお聞きをしたいと思いますが、なぜ総務省からこんな三点、今の三点は大変重要なところばかりですね。こういう勧告がなぜ出されてきたのか。予算が足りないのか、人が足りないのか、それとも林野庁の指導が悪かったのか、どういうことなんでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 総務省から、今回、間伐の問題、それから流域管理の問題、造林未済地の問題を指摘をいただいたところであります。そういったことについては、我々としても取り組む大変重要な課題だということで努力をしてきた問題でございまして、やはりそれぞれの、例えば制度の運用が十分ではないと。

例えば、要間伐森林に指定しても、市町村で要間伐森林を指定して、要間伐森林といいますが、今の現状の中で、間伐をしなければいけない、五年間ぐらいの間に間伐をきちんとなさなければいけないという林を指定するわけでございますが、それが市町村の段階で指定されているのが十分な形ではなくて、例えば公有林だけが指定されていたというふうな今回勧告をいただいたわけでありまして、そういう点では、今全体が林業が厳しくなっている中で、我々も、例えば間伐が十分やられているのかということについては、まだまだ十分でないというところ。

そういう点で、地球温暖化の今回の議論の中でも、今の森林の整備の水準でいけば我々の考えているような形の森林整備はできないんです、大幅に下回る可能性があるというところを申し上げておりますけれども、そういった現状と行政的なやり方というところが両方相まってこういう結果が出ていまして、そういうためには、やはり今の林業を活性化していくということにも努力をしていかなければ、本来的な森林整備が推進されていくという形になっていくということで

は、やはりそういったことを努力していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○郡司彰君 長官、頑張つて、山はこの日本にとって大事だ、人も金もどんだん使わなきゃだということ頑張つて言ってください。民主党はもう山のためにお金をどんだん付けろというようなつもりでこれからはやってまいりたいというふうに思っております。

大臣にお尋ねをしたいと思いますが、山の豊かさという言葉を時々耳にするわけでありまして、山が豊か、これはどういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) ちょうど今、五月、正に新緑の時期、あの緑を見るときに、本当にすがすがしい気持ちと同時に幸せを感じるようなことを度々私も経験をしております。

また、山は水をはぐくみ、あるいはまた災害を防ぐ、また生き物のすみか、こういうことでもありまして、あるいは木材、また山菜、キノコなど、本当に恵みを生み出す、またそれらは旬に旬食と申しますか、旬にいろいろなものを我々は得ることもできるわけでありまして、山村に住む人々だけでなしに都市部の人を含めて、国民生活に掛け替えない多くの恩恵を与えておられるというのが山ではなからうかなと、こう思います。このような恩恵を受けてくれる豊かな山づくりのために、自然条件や社会背景など、地域の特性に配慮した多様な森林づくりに努めていかなければならないと、このように思います。

また、日本は国土の七割が山を占めておられるわけでありまして、そういう中で、都市部でも、水害などの問題を生ずるおそれ、山が荒廃をするということになりますとそのようなこと、水害の問題で大変苦勞しなければならぬわけでありまして、私も個人的に申し上げれば、すぐ山から子供のころ家の裏の川に木材が流れてきて、そしてまた私の家もかつては歴史的には水害で流された経験等も持つておるわけでありまして、そういう厳しい

いろいろな問題を、山が整備をされることによって恩恵を受けるわけでありまして、森林の整備の保全や、あるいはまたその他、担い手の育成、あるいは山村地域の活性化など、様々な施策を通じて山をしっかりと守っていかなければならないと、このように考えております。

○郡司彰君 前にC・W・ニコルさんという方の話をちょっと聞いたときに、あの方が言うのには、川にサケなんかかえり上を大変する、そういうところの山が豊かなんですよという言い方をしています。象徴的な話なのかもしれません、いずれにしても生態系としてきちんと成り立つようなところが豊かなことにつながっていくのかな。だとすると、森林法その他の言っている流域管理というのは、この生態系が一段落するといいますが、一つの形を形作る範囲だと思っております。そういう意味で、流域管理というのはいい形の管理の面積といえますか、幅といえますか、そういうことになるんだらうというふうに思っております。

そこから若干外れるようなところにも人は山といふものを感じるようなところがあるわけでありまして、例えば平地林でありますとか里山でありますとか、そういうことが出てまいります。

私の感覚でいいますと、この平地林、里山というものの対しては、農林水産省でも、どういうところがそうなんだというふうな定義付けその他がまだなされていないというふうに聞いておりますけれども、これらの定義をしていこうというふうなことをお考えはございますでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、平地林、里山林の話でございますが、平地林、里山林というのは人々の生活にとって最も身近な森林でありまして、今後の森林と人との豊かな関係を回復あるいは創出していくという場として極めて大事なものであると考えているというふうな認識をしております。そういうことで、今、林野庁といたしましては、レクリエーションや健康づくり、森林環境教育

育の場としての活用だとか、あるいは保健保安林など、目的に応じた保安林の指定であるとか、地域住民やNPOの参加による保全・整備活動への支援であるとか、里山資源の有効利用の推進であるとかというふうなことに取り組んでいるところでございます。

今、お話いたしましたように、定義が明らかではないんではないかというお話がございました。一般的に里山林はどういうものであるかというふうな議論があるわけですが、政策的に見てまいりますと、平地林だとか里山林というのは大変、今もお話も申し上げましたように、多様な利用であるとか、あるいは幅広い目的で整備・保全がされているという、あるいは求められているというところでございまして、それぞれに目的によって施策の対象というものが少し異なっているんじゃないかなというふうなふうに思っております。

そういう点でいいますと、定義を付けて政策にという議論で考えてまいりますと、どういう施策で森林をどういふふうに取り扱っていくかということも併せてもう少し検討していかなければいけない課題ではないかなというふうに思うところでございます。

いずれにしましても、平地林や里山林の保全・整備ということにつきましては、我々もいたしまして、先ほど申し上げましたようないろいろな取組を進め、そういった方向でやってまいりたいというふうなふうに思っているところでございます。

○郡司彰君 やはり、里山はこういうものだよということの共通認識があつて、それからいろいろな政策につなげてくるのかなという思いでございまして、検討をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

学校教育の場でもピクトブがこのごろもう完全に盛んになってきまして、それからもう田舎の学校に行きますと、裏に山があるというのが大変多いという形から、そういう、教育の場でもそういう形の中で森林に対する興味を持つていた

くような、そんな施策もお願いをしたいと思っております。

実は、私、粗朶組合の方とも非常に交流をしておりまして、その粗朶組合の方は、山の問題を中心にいろいろなことをやっているんだけれども、実際に粗朶を買い上げてくれるのは大体国土交通省なんです。聞きましたら、林野庁の中にもあるんだということなんですが、今回、国土交通省が大工さんの教育・養成をやるんだということになった。どうも、林野庁しっかりとというふうな感じがいたしまして、私ども、この問題については一生懸命取り組むつもりでございますので、そのおつもりで頑張つていただきたいと思います。

○日笠勝之君 急な通告で大変申し訳ございませんが、BSEのことと一問だけ先にお聞きしたいと思ひます。

二十日にカナダの農相が、農林大臣のことです、ね、農相が、八歳のカナダ産の肉牛が一头BSEに感染したということが確認されたという発表があつたわけでございます。私ども、北米大陸にはBSEはないというふうな自分の中では思つておつたわけでございますが、ちょっとショックでございました。原因等は今解明をされているというところで、今日お聞きしても同じような答えしか出ないと思ひますので、今現在、政府としてこのカナダ産肉牛、BSE感染の確認が発表されたわけでございますが、どのような対応を取つておられるか、まずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(亀井善之君) 御指摘のように、五月二十一日、カナダ政府の発表により、アルバータ州において八歳の牛一頭が牛海綿状脳症に感染していることが確認されたわけでありまして。

このため、農林水産省といたしましては、我が国へのBSEの侵入防止に万全を期すため、同日付けで同国から牛、綿羊また山羊並びにそれらの動物由来の肉製品等の輸入を停止したところであります。

○日笠勝之君 企業等へは何か要請をされましたか、企業。扱っている企業などには何か要請をされましたか。

○国務大臣(亀井善之君) この件につきましては、厚生労働省とも連携をいろいろ取っておりますので、その関係等につきましては、輸入実績を確認いたしまして、特定部位の混入又はそのおそれのあるものの回収等、いろいろ厚生労働省への情報の提供等、必要な連絡を図っております。

○日笠勝之君 このカナダ産の牛肉は輸入の中では第三位で、三・七％程度、二万トン程度ということで、そんなに輸入肉の中で大宗を占めていないわけですが、先日カワイワレ大根の風評被害の裁判もありましたし、正確な情報をとにかく消費者また各団体へ、関連団体へ提供するように特段の努力をまずお願いをしておきたいと思っています。

さて、この森林二法案について関連の質問をしたいと思っています。

大臣、「木を植えた男」というジャン・ジオノというフランスの方の本を読んだことがございますか。

○国務大臣(亀井善之君) 読んだことはございません。

○日笠勝之君 これは、フランスの不毛な山岳地帯、プロバンス地方だそうです。木を植えた男の人の物語だそうでございます。舞台は厳しい気候と貧しさに苦しむ山村。多くの方は皆、村を捨ててしまい、一人残された男が羊を飼いながら一日百粒のドングリを土に埋めて、やがて土から芽が顔をのぞかせ、いつか広大な林になると。美しい木々に魅せられた人々が集まり、緑豊かな町ができるが、男はだれにも自分の功績を知られることなく生涯を終えるという、正に感動の本なんではないですか。後ほど差し上げますから、是非読んでいただければと思います。(発言する者あり) 千六百円だから、もらってもいいんだけれども、森、森林というのは多面的、公益的な機能を

持つておるわけでございます。正にこの「木を植えた男」の本のようなことであらうかと思えます。

ちよつと古いかもしれませんが、平成十一年、総理府が森林と生活に関する世論調査をしたようでございます。今後、森林の動きについて何を期待しますか。三つまで回答可能だそうでございますが、その第一番は、山崩れや洪水などの災害を防止する動きに期待するという方が五六・三％。第二位は、水資源を蓄積する動き、これに期待するという方が四一・四％。第三位は、地球温暖化防止に貢献する動きを期待するという方が三九・一％ということでございます。そこで、森林の多面的な機能に期待する方が、木材の経済的な、林産物の経済的な期待というよりは、公益的、多面的機能に期待をする方が圧倒的に多いということがこのアンケート調査でお分かりかと思えます。

そういう意味では、こういう多面的また公益的機能をしっかりと国民各界各層の方々に普及をしなければいけない、教育といましようか、こういうことを是非取り組んでいかなければならないと思えますが、今どのような対応をされておりますか、お聞きしたいと思えます。

○国務大臣(亀井善之君) 今、御指摘いただきましたとおり、森林と生活に関する世論調査、これが、今お話しのように、森林の持つ様々な機能の発揮を国民は強く望んでいるわけでもございます。そういう中で、私ども、森林・林業基本計画の中で森林環境教育、この推進をする旨位置付けておるわけでありまして。

森林・林業、山村の果たしている役割に対する国民の理解を醸成していくためには、様々な体験を通じ、森林環境教育の機会を子供たちを始め広く国民に提供していくことが重要であると考えております。また、子供たちに生きる力をはぐくむ観点からも森林環境教育を推進していくことが期待されているわけでありまして、森林・林業基本計画におきましても、森林の多面的な機能の発揮

に関する施策の一環として森林環境教育を位置付け、その推進を図っております。

具体的には、指導者の養成、プログラムの開発普及、多様な体験学習の場となる森林や施設の整備など条件整備を推進すること、あるいはまた、文部科学省と連携をいたしまして、様々な森林体験活動の機会を子供たちに提供する森の子くらぶ活動や学校の整備・活用の推進、総合的な学習時間等における森林体験学習等への支援、全国シンポジウムの開催等による普及啓発の施策を講じておるわけでありまして、また、平成十五年におきましては、新たに夏休み等を利用した高校生による森林づくりの活動や山村滞在型の体験交流活動に対する支援措置を講ずるなど、施策の充実を図っております。

今後とも、これらの取組を通じて、森林環境教育の推進のため、地球温暖化防止を始めとする森林の多面的機能に対する国民の理解を深め、国民参加による森林づくりの促進を図ってまいりたいと、このように考えております。

○日笠勝之君 関係各部門との連携を密に、先ほど申し上げましたような多面的、公益的機能が国民の皆様にしつかりと理解されるような更なる御努力を要請をしておきたいと思えます。

と同時に、やはりそれは言いながら、この森林に対する国民の期待では、ちよつとパーセントが低いんでございますけれども、いわゆる林産物としての利用ということが期待をされておるわけでございます。

そういうことを考えますと、先ほども同僚議員もおっしゃいましたけれども、国産材の積極的な利用、特に公共施設などの木造化、またバイオマスエネルギー関係とかいうようなことにも大いなこれが期待をされるわけでございますが、私も木材の輸出について若干お尋ねをしておきたいと思えます。

お隣の中国は、九八年七月、揚子江で大洪水が発生をしたことを契機に、その上流地域における天然林の伐採の禁止措置を取ったと聞いております。

す。

そういうことで、中国は今、木材の輸入依存への方向を明確にしておるわけでございます。よって、今、中国は我が国を上回る木材の輸入大国と現実にも今なろうとしておるわけでございます。ロシア、ニュージーランド、また欧米各国も中国の木材市場への参入ということで虎視眈々とねらつておるようでございます。

我が国も、先月末、宮崎県の森林組合連合会が中国に杉丸太を、取りあえず二百立方メートル、輸出したということでございまして、今後は更に第二陣、第三陣と続けていきたいと、こういうふうにおっしゃつておるようでございます。

そこで、木材を輸出するという点に関しまして、是非その対応策を急ぐ必要があるかと思えます。木材輸出の環境整備ということの課題について今後どのようにお取り組みになられるかお聞かせ願いたいと思えます。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 中国への木材輸出につきましては、今お話ございましたように、宮崎県の方で先行的にいろいろ試みていただきました。今、今回二百立方が一応輸出をされたという状況でございます。また、青森県であるとかあるいは秋田県であるとかというところでもいろいろな試みをしていくというところで検討されております。青森県では一部輸出も実行されたというように聞いておるようでございます。

中国への木材輸出ということにつきましては、これから中国が活発な住宅建設を中心とした木材需要が増大していくであろうというふうに見込まれるところでございまして、そういう点では、国産材の新たな需要先ということで考えますと大変重要な問題だというふうに思っております。

ただ、中国の状況につきまして、我々としても調査を行ったところでございますけれども、現状におきまして、宮崎県からも聞いた話と大体一致をしておるわけでございますが、中国においては、杉等の国産材、我が国の材についての認識

が全くないというような状況でございまして、杉というものについて、どういふふうに使っていくかということについてはまだまだこれから中国に普及をしていかなければいけないというような状況にあるわけでございます。

そういう点で、今回の宮崎県の試みも若干試験的にという意味を持っていますわけでございますが、そういう点でいきますと、やっぱり中国における木材の使用実態と今後の見通し、それに対して国産材がどう対応できるかというようなことを調査していくことが必要でございますし、さらに、国産材を中国で展示等をしていくというような形で普及していくことも必要ではないかというふうにご検討いただいております。

そういうことから、平成十五年におきまして、新たに木材の輸出可能性調査事業というものを中国を対象に行うことにしたところでございまして、そういった調査、展示というふうなことを進めていきたいというふうに思っております。

○日笠勝之君 先ほど、国産材の利活用でアクションプログラムを何か作るということですが、ひとつ輸出の方のこともその中に是非入れていただいて、前向き、積極的に検討をお願いしておきたいと思っております。

そこで、国産材大いに活用しようと、こういうふうなことで誠に結構なことではございますが、いわゆるシックハウスとかシックスクールとか、せっかく国産材を使うというふうなことで、特に学校なんかは、木のぬくもりが満ちた学校というふうなことで使った方がいいんですけれども、何か集成材というんですか、合板からどうも化学物質が漏れたんじゃないかなと、シックハウスで子供が大変だと、こういうふうな、反面、いわゆる反作用的な、副作用的なものな気がします。

ということでは、やはりこういう子供たちが今多いわけではございますから、この集成材なり合板に ついても、接着剤だと思ふんですけれども、シッ

クハウスとかシックスクールとかいふことがないような製品を、安心な製品を作るといふことも非常に大切な、国産材の利用向上に資するんではないかなと、こう思ふわけでございます。

東京の調布の小学校とか東京都内の小学校でもシックスクールということで、ここ最近新聞報道にぎわしております。このシックスクール、シックハウスというふうなことでの対策、今後いかようにされますか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 林野庁としましては、部材である合板等のホルムアルデヒド等の拡散をしないというような製品を供給をしていくというところに努めていきたいというふうに思っているわけではございまして、そういった合板製造のための技術開発の促進でありますとか、あるいは低ホルムアルデヒドの合板生産施設の整備に必要な資金の借入れに対する実施助成とか、そういうようなことを進めてきていっているところでござい

ます。また、今年七月から、建築基準法の改正によりまして、ホルムアルデヒドの放散量に應じた建築資材の内装への使用面積が制限されるということから、JAS規格におきまして、ホルムアルデヒド放散量についてより厳しい等級の追加をしたところではございまして、また確立された製品については等級表示の義務化ということで行っていくというふうなところではございまして、そういうふうなことでホルムアルデヒド対策を行ってきたいところでござい

【委員長退席、理事田中直紀君着席】
ただ、最近新聞で取り上げられておりますのが、ホルムアルデヒドではなくてもトルエンが多いルムではないかというふうな話が出ておりまして、今、実はそのトルエン等につきましまして、放散量の測定といひますか、そういったことについて試験方法を検討していただくことについて、そういったことも併せて進めていきたいというふうな思っているところでござい

しつかりとお願ひ申し上げたいと思ひます。
それから、今回のこの法改正に関連いたしますが、森林整備事業と治山事業を統合的かつ効果的に推進していこうと、こういうことでござい

私、かつて、農水省の関連の直轄事業、公共事業でいろいろと、入札の在り方、また落札率がちよつと高いんではないかというようなことも苦言を呈しましたけれども、林道についても若干申し上げておきたいと思ひます。

これは、平成十三年度の直轄事業、国有林道事業の直轄事業の指名競争入札分の落札価格の高いものからベスト二十の資料をいただきました。結論から申しますと、この二十の工事の落札率は平均が九五・七％というところでございました。昨

年がもうちよつと高くて九六・何％でしたかな、九六％台というふうなことでもございました。昨年は九六・七％ですか。

こういうことでございまして、日弁連の独禁部会の所属のある弁護士さんはいくつかの言っていますね。落札率が九〇％以上だと談合の可能性が高い、九割台後半の数字は異常で、発注者の協力も疑わざるを得ないと。これは日弁連の独禁部会の弁護士さんがおっしゃっているわけではござい

私方法を考えると、もう少し注意して入札方法を取り入れるとか、こういうこともあってもいいんじゃないかなと。

皆さん方は、コスト削減のための構造改革プログラムなるものを見ましたけれども、入札に関しては電子入札を採用するというようなことしかありません。しかし、市町村はもう今一生懸命でございまして、横須賀なんかは新たな入札方法で九五％ぐらいの落札率が今八五％になったと。これは前回も申し上げました。

ということでは、もう少し落札率が、実質、本当に競争が働くような価格、また落札率になるような手だてを考えなくちゃいけないんじゃないかなと。私の住んでいる岡山市では郵便による入札にしたそうではございまして、劇的に落札率が変わったそうではござい

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、落札率につきましていろいろお話があったわけですが、予定価格を適正に算定しながら入札を行っているわけではございまして、必ずしも九十幾つだから何か問題があるんじゃないかということにはなら

いんではないかなというふうに思うところがございますが、いずれにしましても、そういった入札が適正に行われるということについては取り組んでいく必要があるところでございます。今言われましたように、電子入札の問題についても鋭意取り組んでおるところでございます。

ただ、電子入札の問題につきましては、農村振興局で開発されたシステムを共同利用させていただくというふうなことで考えておりました。若干、農村振興局で入れられた後、林野庁に入るということになるかというふうに思っておりますけれども、いずれにしても入札の適正化ということについては意を用いてやっていきたいというふうに思っております。

〔理事田中直紀君退席、委員長着席〕
○日笠勝之君 政治は結果でありますから、結果的に今後どうなるかということをしつかり私なりにウオッチングしておきたいと思っております。

と同時に、予算決算及び会計令という政令を見ますと、九十七条に、「競争参加者の指名」というのに、契約担当官等は、指名競札に付するときは、要は十名以上を指名しなければならぬというのが会計令にあるわけですね。

この先ほだいたしました資料の平成十三年度落札価格ベスト二十の直轄の林道事業の落札、失札しました、指名者数をお聞かせしますと、ほとんど十社ですね。十二社というのが若干ございます。ということは、十人以上ということは十人以上でいいんでしょうけれども、普通十人以上という十四、五名ぐらいを想定するんでしょうね。この指名の仕方、何か政令のぎりぎりのところではないんだというのではなくて、思い切って二十社でも十五社でもいいんだと思うんですね。

そういうことも一つの入札、今回はこうやってみようとかいうのも入れてもらいたいという意味で、入札改善は電子入札だけじゃないんじゃないですかと、こう申し上げておるんですが、いかがですか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 林野庁の林道工事で

ございますけれども、やっぱりやられる場所が山間部でございますし、小規模な工事が多いということでありまして、どうしても実行が地域の事業者というのが多くなるわけでありまして、そういう点で、指名競争入札の対象ということにつきましても、近在の事業者が参加をしにくという事例が多いわけでございます。そういう点ではなかなか十人をすぐ二十人ということが難しい実態もあるということでございます。

我々としては、今申し上げましたように、入札の適正化ということを用いていかなければいけない大事なことでございますので、そういった努力はしていかなければいけないと思っておりますけれども、そういった実態にもあるということとは御理解を賜りたいというふうに思っております。

○日笠勝之君 だから、全部とは言っていないんですよ。どこか二工事、全部やってみたらどうかと、こういうことでございますから、これも努力してみてください。

時間がありませんので、次に移りたいと思っております。
環境省と林野庁は世界自然遺産候補地に関する検討会というものを三月初旬に設置されたようでございます。三月三日には、第一回検討会で十七の地域の詳細検討対象地域というものを了承されたようでございます。これ、ほとんど、東北のブナ原生林であるとか屋久島の縄文杉のある、いわゆる林野庁さんの所管しているような、そういうふうな国有林が対象になっているところもたくさんございます。十七地域の今後更に詳細検討しようという中に入っておりますですね。今日は、そのことについてお聞きしません。

何か五月二十六日ぐらいには第四回検討会で更に絞り込みをしようということだそうでございますが、さらに四月二十二日の第三回検討会で、今言いました十七地域以外に、海岸の二地域も加えて十九地域で世界自然遺産の登録、批准への可能性を検討しようということになっておるようでございます。

ざいまして、その一つに常田先生の御出身の鳥取県も入っております。山陰海岸というのがあるわけでございますが、山陰海岸といいますが、非常に長い海岸線でございます。これ全部というわけじゃないでしょうね。大体どの辺のところを特定して検討されているんでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 委員御指摘のように、環境省と林野庁で、現在、国内で新たに世界遺産として推薦できる地域があるかどうか学術的な見地から検討するための検討会を設置しております。

御指摘の山陰海岸でございますが、知床から南西諸島までの地域に加えまして、先生御指摘のように山陰海岸、三陸海岸などの海岸環境も含めた十九地域が現在対象となっております。

私も、山陰海岸について現段階で具体的な範囲は特定しておりませんが、鳥取県の東部から兵庫、京都、さらには京都府西部に至る山陰海岸国立公園、私も指定しております。そこが核となる範囲と想定して議論がされるものという認識をしております。

○日笠勝之君 五月二十六日を期待して待つておるところでございます。

そこで、既に林野庁も管理しております東北のブナ原生林のところと屋久島の縄文杉のところ、ここにはそれぞれ地元センターを作って管理をされておりますね。

そこで、申し上げたいのは、世界に誇る文化遺産としてカンボジアのアンコールワットがあるわけでございますが、このアンコール遺跡群は世界遺産、文化遺産でございますが、何かこのたび、その遺跡を修復保存を一元的に今管理する政府機関、アプサラ機構というんですか、アプサラ機構、ここが何とISO14001を取って、私たちが環境に優しい、そういう機構として、政府の一機関としてアンコール遺跡群の修理とか保存とかしていききたいと、こういうふうに宣言をしたところでございます。

そこで、これはこの前からも渡辺政務官に何回も申し上げておりますが、政府の中でも九の機関はISO14001を取得しておるわけでございます。環境本省もそうでございますね。ですから、せめて、屋久島とそれから東北のブナ原生林のこの管理しておるセンターがございまして、せめてそこらにはこのISO14001の認証を取得すると、三年ぐらい掛かるかと思っておりますけれども、それぐらいの向きの今日は御答弁がいただけるんじゃないかと、こう思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今言われましたように、両世界遺産につきましては森林管理局、森林管理署、森林事務所、さらにセンターというように、役割分担をしながら保全管理を行っておりますところでございます。そういった地域に、そういった組織にISO14001を取得すべきかどうかということでございますけれども、今、国有林の経営ということになりますと、国有林全体としてそういった地域につきましては、森林生態系保護地域に指定して厳正に保全をしようということをやっております。そういう中でISO14001を取ることを意味するものについては少しやっぱ検討する必要があるのではないかというふうなところがございます。

一方では、組織につきまして、今、更に在り方を見直していくということもしていかなければいけないという状況でもございますし、そういったものも併せて考えながら、このISOをどうするかということになるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

○日笠勝之君 ちょっと勘違いされているんじゃないかな。ISO14001を取得するのはその地域じゃないんですよ、建物なんですよ。例えば、国土交通省であれば関東地方整備局千葉港湾工事事務所が取っているわけですよ。それから、財務省でいえば印刷局の滝野川工場として取っているわけですよ。もっと小さくいえば、経産省は中部近畿山保安監監督部が取っている。そういった

いうふう非常に、事務所単位で取るわけですから、センターで電気をどうするか、紙をどうするか、ガソリンをどうするかという環境のISOです。できるわけですよ。私は地域全体と言っていない。その管理しているセンターの建物の中でできることを言っておるわけですから。これだったらできるでしょう。

もう時間ありません、やりますと言ったら、もう終わります。努力しますでいいです。できないじゃない、建物だもの。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 先ほど申し上げましたように、我々としてはいろんなことを含めまして検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○日笠勝之君 検討でいいです。

終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。まず、森林法の一部改正について質問いたします。

森林白書では、この十年間の中で熱帯林を中心に大幅に森林が失われていっていると、我が国の国土の二・五倍ということが指摘をされています。その一方で、我が国の現状はどうなっているかという、木材の価格が低迷をする、そういう中で、この林業の生産活動が停滞をしている、そしてそういう中で森林が十分利用されないあるいは必要な整備がされないという状況があつて、我が国の森林自身が劣化をする、このままでいけば劣化するということで、その問題点が指摘をされているわけです。

この中にも書いてありますけれども、我が国は世界有数の木材輸入国と。そういうことで、輸入国であることから、成熟する国内の森林資源を十分利用することも国際社会の一員としての責務であるというふうに述べているんですね。この指摘というのは本当にそのとおりだというふうに思っています。

それであるだけに、やはり今までの施策の延長線ではなく、抜本的にやっぱり我が国の森林の資

源を活用するあるいは整備する、そのところを本当に取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに思っていますけれども、まずこの点での大臣の認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(亀井善之君) 今、委員御指摘のとおり、今回の森林・林業白書にも分析しているところ、世界の森林は、平成十二年まで十年間に日本の国土の二・五倍に当たる面積が減少している。

我が国では木材供給の八割を海外に依存をしております。この結果、森林生産活動の停滞により、国内の森林は資源として十分に利用されず、このままでは森林の持つ多面的機能の発揮に支障を来すおそれがあります。このような状況を踏まえまして、平成十三年に森林・林業基本法を制定したわけでありまして、従来の木材生産を主体とした政策から、森林の多面的機能の持続的発揮を目的とした政策へ抜本的な転換を図ったところでもあります。

この基本法に基づきまして、森林・林業基本計画に即して、重視すべき機能に応じ、水土保全、森林と人との共生、資源の循環の利用に区分し、これに応じて多様で健全な森林整備を実施するとともに、地球温暖化の防止に向けて、昨年十二月に策定した地球温暖化防止森林吸収源十年対策に基づく取組を重点的に推進し、また、さらには、緑の雇用等を通じて担い手の育成、バイオマスエネルギーとしての新たな需要を含めた地域材の利用推進等を図り、林業・木材産業を通じて構造改革を図る施策を展開するわけでありまして。

これら新たな森林・林業政策を総合的に推進することによりまして、国際社会の一員としての責務を果たしてまいりたいと、このように考えております。

○紙智子君 これまでの延長線じゃない、抜本的な対策という立場に立つて、以下の質問にお答えいただきたいと思います。

まず、住宅建設への地域材の活用の問題ですけれども、都道府県の助成の制度がありますね。そ

れで、この制度、林野庁の方からも資料をいただきました。これを見ますと、本当にほとんどの道府県が取り組んでいて、例えば低利融資、低利融資ということだと思いますと十五道府県、それから利子補給ということだと思いますと十九県、そして補助金等ということ、そういう助成は十二県ということ、本当に全国的にどうか、各都道府県でこうした何らかの取組、助成制度をやっているわけですか。

それで、地域材、国土交通省さんからも資料をいただいでいて、大体重なるものになっているわけですね、各都道府県の取組について。地域材の活用に関する基準のあるものということで、そのことがきっちり書かれているわけですから、この努力が国として、国はこういう支援をしているのかということについては、まずお聞きしたいと思

います。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今言われましたことにつきましては、地財措置として各県にお願いをしているところがございますが、そういったことにつきましては、我々として、総務省との間の調整を図るとともに、本措置が十分に活用されるということが必要でございますので、各都道府県に紹介して当該措置に係る情報提供と優良事例の紹介というものをやって、より効果のある形で都道府県で行っていただくようにしたいというふうに思っているところでございます。

あと農林水産省としましては、この地財措置そのものとかかわりということではございませんけれども、例えば森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となって取り組む、顔の見える木材での家造りというようなことも支援をしているところでございます。そういった地財措置と林野庁で行っています支援とを併せながら、できるだけ国産材の住宅ができていくという形になればというふうに思っているところでございます。

○紙智子君 そうしますと、いろんなところのこういった情報の提供すると、そして利子補給な

どに地方財政の地財措置ということをお願いしているということなわけですね。

実際にどれだけが現場にバックされているかということなんですから、補助制度の場合、国からその分についての交付税というのは支援があるんじゃないか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 地域材を利用した住宅建設のための利子補給等に要した経費については特別交付税措置として五十億円の枠をいただいております。その中で、そういったもので総務省の方で判定をされているんじゃないかというふうに思っております。

○紙智子君 五十億円の交付税措置、特別交付税措置ということなわけですが、実際に具体的にどれだけのバックしてそこに行っているのかというのはつかんではおられないですか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 最終的にはまとめた形で行くというところがあります。これに幾らというように形が把握できておりません。

○紙智子君 ということは、やっぱり補助金とか助成金の、こういうものに対しては交付税措置の対象には実際にはなっていない、つまり、金額、自治体でやった場合はそれが自治体の負担ということになっていると思うんです、実態はね。

それで、ある県の担当者の話ですけれども、大手メーカーの住宅については外材中心に流通している。この自治体が行っている補助制度ですね、これは普通の工務店が造る木造住宅に適用されている。年間、この担当者が言うには、六千五百戸ほどの木造住宅のうち約一%、だから六十七戸ほどがこの補助制度を使っている実績なんだと。今、経済状況が非常に良くないので住宅建設が減っているわけだけれども、この補助金が増えれば申込みも増えるんじゃないかというふうに言っているわけですね。

そこで、大臣、今こういう担当者の声もあるわけですが、国としてこの補助制度を設け

て、自治体の助成額をかき上げできるように充実すべきでないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 国産材、そして木造住宅建設に当たりまして国産材を、また地域材を使っていたら、こういう面ではいろいろの形で私ども努力をすることは必要なことだと、こう思います。

○紙智子君 今、私質問したのは、それぞれのところで独自の努力がされているわけですね、補助制度使っているんだけれども、実際上は、やっぱり地方も大変だからなかなかそれが進まない、だから、国として補助制度を設けて、かさ上げできるようなことを、仕組みをやったかどうかということをお願いいたします。

○国務大臣(亀井善之君) いろいろ話は理解できることでございまして、ただ、地域材を使った住宅建設に対して国が助成する、この辺の問題につきましては、国際貿易ルール、WTO補助金協定をクリアできるかどうかと、若干このような問題があるんじゃないかと、こう思います。

○紙智子君 ちょっとその辺はよく分からないんですけれども、最初のところでやっぱり抜本的対策をやる必要があるんだということを述べられているわけで、やっぱりそういう国際的な状況の中で、今それぞれの県段階でもそのやっぱり重要性を受け止めて努力しようとしてきているわけなんです。

現に県ではやっているわけで、私も先日、北海道の森林の町と言われている下川町に行ってきたんです。この下川町というのは、旭川のもう少し北側で本当に山奥なんですけれども、こんな山奥には恐らく工場を誘致するといってもなかなか企業も来ないだろうと、本当に森林という自分たちのところにある資源を生かして町づくりを進めようということ、この下川町では、地域資源循環型の町づくりということで、もう総ぐるみで取り組んでいるんですね。町役場もそうだし、それ

から商工会、それから森林組合ですね、もう一体となつて、いかにしてこれを生かしていくのかということ、もう知恵も出しながら必死に頑張つてやっているところなんです。それで、全国からたくさんの方が視察に来ているんですね。そういうところなんですけれども、ここでいろいろお話お聞きしましたら、やっぱり必死の努力を、そして、地域材を利用を促進するために、町独自です、町といつても今人口が、かつては一万以上あったんですけれども、四千数百人です。そういう町で独自に住宅建設者に四十五万から百万出して、やって、促進しようというところでやっているんですね。ところが、やっぱり交付税が今ほとんどなくなつてきている、非常にそういう中で地方財政も厳しい、これ以上厳しくなったら今やっているこの助成の制度もこれ検討しなきゃいけないという話をされてい

たんです。ここに、例えば道と国からそういう底上げできるような支援があったらもっとやっぱり元気になれるし、うまく回っていくということ、やっぱりやり方としてはいろいろ工夫はあると思うんです。やっぱり県に対して還元する、補助でもつてやるとかいうことで、そこから先のいろんな工夫の仕方はあると思うんで、是非大臣、これ検討するということ考えていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) それぞれ、今の制度、そしてまた関係機関とも一層連携を図りながら、住宅への地域材の利用、この促進に努力をしてまいりたい、こう思います。

○紙智子君 国としての補助制度、検討するということ、よろしいんでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 実は、今の地財措置の話は、国として国産材をもう少しそういう形でやれないのかという話でございまして、その中で、国として一括国産材を差別的に取り扱うといいますが、国産材を優遇するといいますが、そういうような形をとるとどうもWTOの問題に関係

してくるんじゃないかということから、これはやはり地財措置でお願いするというのが必要ではないかというところから、実はこの問題が、総務省の方へお願いをしたわけでございまして、そういう点でいくと、かなり難しい問題を含んでおるわけでございます。

そういう点では、今言われましたようなことで、すぐやるのかということ、いままですと、今言いましたような経緯の中にあるということ、ございまして、そういう点を踏まえて我々としては考えていかざるを得ないんじゃないかというふう

に思っているわけでございます。

○紙智子君 国際的にもそういうこれからの地球全体の環境問題含めてどうするかということが議論されているだけに、やっぱり、いや、WTOがということ、これを壁にしようんじやなくて、やっぱり工夫して、何らかの形でそういうことでもつてやれないかということ、やっぱり考えるべきだと思ふんです。そうしなければ、今のままではやっぱりいい方向に向かっているかというふうに思ふんです。

それから、続きまして、公共施設、公共事業に地域材、国産材を活用することについてなんですけれども、農水省として木材利用拡大アクションプログラムというところで出しています。この中で、各局庁に数値的な目標を定めさせるといふうにしています。そして、その上に立つて農水省全体では、じゃ今後何倍にするのかと、そういう目標はお持ちでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今回の農林水産省のアクションプログラムにつきましては、一つは、農林省のそれぞれの事業の中で重点的に木材を利用する施設としてどんなものがあり得るだろうか、と、そういったものについては原則木造として考えられないだろうかということが一つございまして、そういった中で、そういった施設についてどれぐらい拡大できるかという目標を設定していきたいということ、それからもう一つは、これまで余り木材を使用してこなかった施設

についてモデル的に取り組んでもらうということ、できないだろうかということを考えているところでございます。

そういう点で、今も申し上げましたように、重点的に木材利用の拡大に取り組もうという施設につきましましては数値目標をできるだけ作っていきいたいというふうに思っておりますが、全体として農林水産省でということ、まいますと、なかなかそこが難しいんじゃないかということで、今申し上げましたように、まずは実施をするということ、その中で具体的な目標を作っていくということ、考えていきたいというふうに思っているわけでござい

ます。

○紙智子君 この中にもありますけれども、森林・林業基本計画の中でも、国産材の利用計画でも、自給率を現在の一九%から二五%に高めようという計画を持っているわけですね。それで、公共事業関係で農水省としてもやっぱり今の何倍にするというふうな積極的な目標を持つべきじゃないかと思ふんです。大臣、どうですか、これ。

○国務大臣(亀井善之君) いろいろ全体としての数値目標を設定する、なかなか難しいところもあるわけでありまして、これから重点的に利用拡大する施設の種類の種類などを特定するとか、いろいろ施設等につきましても数値目標の自主的な目標を定めると、こういう形で努力をしてまいりたい、こう思っております。

○紙智子君 衆議院でもこの議論がありました。それで、衆議院の審議の中でも、公共事業等という事業があるものを、まず国産材を使つてもらわなければ我が省としても採択はしないぐらいの覚悟で取り組んでいますというふうな北村副大臣が答えているんですけれども、そのとおり実行すべきだと思ふんです。

そこでお聞きしますけれども、農林水産省のこの補助事業施設、補助事業施設ですね、これは採択に当たって、地域材を使つてできるものは原則木造、内装の木質化、木製品の導入を要件にするというふうなことで、それをやるつもりはないかど

うかということについてどうでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 農林水産省の補助事業施設につきまして、今、木材をできるだけ使っていただきたいというお願いをしているわけでございます。例えば林野庁の林業・木材産業構造改革事業では、事業の運用通知におきまして、施設等の設置に当たっては原則として木造とするという規定を設けているところでございますし、また実はほかの事業につきましても、施設等の設置に当たっては地域の実情や施設の構造等を勘案しつつ、木材の利用促進に配慮すると、これは経営構造対策事業でございますけれども、そういった規定を持っていたいところでございます。

そういう点で、規定上は、今申し上げましたように、重点的に進めるというものを特定をしまして、そういったものには原則木造というふうな形を打ち出していくということの中で、更に見直すべき点が出てくるのではないかとこのように思っておりますが、いずれにしても今の段階でもそういうような形で木材を使って、木造としていくということを出していただいているものもあるということでございます。

○紙智子君 ちょっと紹介したいんですけども、熊本で、熊本県が出している基本方針なんです、これ。その中を見ますと、基本方針の中でまず、一、公共施設における木造利用の推進と。県が行う公共施設整備は、法令の規定等により木造にできない場合を除き、原則として木造とする。木造以外の施設にあつても、木質化が可能な床や壁等においては、別表のとおり目標を定めて木質化を促進する。二、公共事業における木材利用の推進。県が行う公共事業については、木材又は木製品を用いた工種、工法を検討し、木材の利用によってその目的が損なわれない場合には積極的な利用を図る。三、市町村等への木材利用の要請。四に木材業界や県民への波及というふうなことで、こうやって具体的にしているわけですよ。このところを非常に、そういう点も受け取り

ながらといいますか、各種公共事業のやっぱり具体的にするためには、設計基準にそういった中身を、可能な限り地域材や国産材の活用という指定を明示するというのが、これが結構大事だということに思っていますけれども、いかがでしょうか。大臣。――じゃ、両方です。まず答えてください。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今申し上げましたように、農林水産省でこのアクションプログラムの今回アクションプランを作ろうということにつきましては、農林水産省としてまずどういうことができるかということと検討し、それを実行に移していくということとございまして、その結果を踏まえまして各官庁に同じような取組をお願いをしていくということをお願いしているように思っているわけでございます。

○紙智子君 大臣、設計基準に入れ込むかということについてどうですか。

○国務大臣(亀井善之君) 設計基準に入れるかどうか、これいろいろ森林土木製構造物の暫定設計指針や施行歩掛等を作るわけでありまして、これらの農林水産省所管の公共事業における木材の利用を促進する面におきましては、今、長官からもお話し申し上げましたとおり、木材利用推進関係省庁連絡会議の場を通じ、アクションプログラムの内容について説明するなど、木材利用の推進を要請しているところでありまして、今後とも木材利用の可能なところは木材を積極的に利用していただくなど、関係省庁との連携を強化し、とりわけ地域材の利用の促進を図る努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○紙智子君 各地に行きますと、こういうふうな、じゃ、どういふふうにしたら具体的に進むと思いますかという、必ず出てくるんです、やっぱり書き込んでもらいたいんだけれども。当然のこれは要求なんですよ。ですから、是非

これは基準の中にきちんと書き込むということ、これやるだけでも違うと思うんですよ。是非それはやっていただきたいというふうに思います。

それから、国土交通省さんにお聞きしたいんですけども、国土交通省としては、最大の公共事業をやっているところなわけです。それで、公共事業において地域材それから国産材活用、これについてどう図っていくのかということについてお話しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(門松武君) 国土交通省の公共事業におきます地域材の活用状況につきましてお尋ねがありました。

我が省で行います公共事業に關しまして、木材の具体的な利用例を御紹介いたしますと、まず河川工事におきます護岸、あるいは公園、港湾それから道路、こういった工事におきます植栽の支柱、それから営繕工事におきます庁舎等の内装材、これら各事業において地域材、木材の使用を推進しているところであります。

特に間伐材につきましては、平成十三年四月に施行されましたいわゆるグリーン購入法に基づきます基本方針におきまして特定調達品目として位置付けられておりまして、我が省におきましてはこの間伐材を使用する公共事業を積極的に推進しているところであります。また、平成十三年度の我が省の直轄工事におきます間伐材の利用実績は約一万八千立方メートルに及んでおります。平成十四年度以降につきましても、調達実績を把握して、その利用の推進に努めてまいり所存でございます。

今後とも、間伐材などの木材の利用の可能なところには木材を積極的に利用していくこととしております。

○紙智子君 環境面での配慮に立ってのそういうこともやっていくというお話で、それ自体は大事だと思ふんですけども、もう一つ、我が国の国土交通省なわけですから、やっぱり我が国の木材の振興の視点も入れていただいて、やっぱり実態

としては間伐材ということでも入っているわけですから、国産材利用の視点を入れていただいて、この公共工事の設計に当たって、この木材にできる部分は切り替える見直しを検討するなど、今の何倍にするというふうな目標も持っていていただいて取り組んでほしいというふうに思ひます。

ちよつと時間が押してきていますので、次の質問に移ります。担い手の対策です。

現在行われています緑の雇用対策、これは一年間研修の後、就業者として定着を図ろうということですね。それで八十か所二千四百人を目標にしているということなんですけれども、この目標実現の見通しとしてはどうでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 十四年度補正予算によりまして、今回の緑の雇用担い手育成対策を認めていただき、今四十四都道府県、八十地域で実行に取り掛かろうというふうになっていくところでございます。見通しということで申し上げます、二千四百人研修することができるといふふうに考えております。

○紙智子君 せっかくこうやられていく制度なわけですけども、現場では既存の補助事業に使えないと、それでなかなか使い勝手が悪いという意見があるんですけども。補助事業で実際に施業をやっているフィールドで先輩の労働者から教わって、体でも覚える、技術も習得するということとで研修するわけですけども、ところがこの制度というのは、補助を受けていない別のフィールドでやらないといけない、既存のものは駄目だということになっていくんですよ。

これはやっぱりその辺は、現場では、実際に実効力上がるということであれば、直接慣れた人から見よう見まねで覚えるということも含めてやるということになると、弾力的な運用ということが、そういうことがあつていいんじゃないかというふうに思ふんです。

ちよつと続けて言いますけれども、一年間就業した後、本格的な就業者として雇用される、そう

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、補助事業との関係でございますけれども、今回の緑の雇用対策と

いうことにつきましては、雇用担い手育成対策につきましましては、おおむね十分の十で考えておる事業でございます。そういうことでいけば、それを利用しながら、今まで補助事業の対象になっていないようなところで、どちらかといいますと市町村有林であるとか県有林であるとか、公的なところの森林整備を進めていくというようなことも念頭に置きながらやっていただくとようなこととで考えてきたところでございます。

そういうようなことで、今まで補助事業で実行されていなかったところが整備をされていくと、雇用の研修と同時に整備がされていくというようなことで考えていきたいというふうに思っているわけයි。

それから、一年間の期間の問題でございませうけれども、我々としては、緊急雇用対策を受けた方々の中で森林作業に定着をしたいという方を選んで研修をしているということでございます。そういう点で、一年間の間で一応林業事業体から求められる技能は習得されるというふうにしていききたいというふうに思っているわけでございます。一年後には林業事業体に定着されるというふう到我々としては持つていききたいというふうに思っております。

○紙智子君 一年の講習で山に入って一人前にやるというのは、これはなかなか大変だということなんですよね。

それで、森林組合の方も、余裕がない、財政的にも非常に厳しい面があるということで、研修後、やっぱり雇用を援助できる制度があればいいということなんですよね。少なくとも、例えば一年講習を受けたと、だけれども、まだ十分身に付いていないし、引き続き講習を受けたいという場合に、引き続き二年とか三年とか続けて講習できるようなこういうことというのは考えられないのかという問題と、それからもう一つは、実際に一

年たつて雇用されたという場合に、実際にはなかなかまだ未熟ですから、使う方も、ほかの人と同じだけの給料を払って使うというふうにならないという側面があるわけですよ。だから、そこを本当に、熟練して技術を身に付けながら本当に働いてもらうということでは、そういう雇用した場合に、その人に対して生活できるだけのやっぱり補てんといいますか、そういう雇用を援助するような制度というのはないんだろうかと。森林の組合長さんなんかは、少なくとも三年間はそういうのがあったらいいということで強く要請が出ているんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君)　今まで林業労働としてまして、新規雇用については千五百人ペースから実は二千三百人ペースぐらいのところまで新規雇用が上がってきているわけでございます。それはやっぱり山の作業に就いてみたいというような希望も一方では出てきているというようなことでございまして、そういう中で今回この緑の雇用というものを打ち出したわけでございまして、我々としては、先ほど申し上げましたように、特別に一年間ほぼ事業費を国の負担で行っていくということで考えているわけでございますので、やはりそれについては効果的にきちんとやっていただきたい、一年後には事業体の中で更に定着ができるという形に持っていきたいと。

また、事業体の中でも、今までもやはり新規で

林業労働に就かれた方々は作業をしながら覚えられるところもあつたわけでございまして、それをすべて、二年、三年という形で面倒を見る

ということにはなかなか得ないのではないかと。それは今までもそういう形で育つてきていたのだいたというところがあるわけでございますので、今回、一年間の事業という中で林業事業体の方で求められる技能は身に付けていただいて、それは確かにベテランの方から見ればまだまどということはあるかと思いますが、さらにそこは雇われる中で磨いていっていただくということではないかというふうに思っております。

○紙智子君　時間になりましたけれども、やっぱり現実を見ない発言だというふうに思うんですね。

それで、実際に高校でそういう林業関係の学科というのはいくらも減ってきている。それから、熟練された森を守っていく労働者の方たちもだんだん高齢化してきて少なくなっていくと。そういう中でいかにして守り手をつくるかということを実剣に考えるならば、やっぱり現場の声として出ているわけですよ、今のままじゃ大変だと。いかにしてつくるのかということと、実剣に考えるならば、やっぱりこをもっと本格的に強化してほしいという声がありますので、それ以上のことは考えないということじゃなくて、是非前向きに検討いただきたいということを最後に述べまして、質問を終わります。

○岩本莊太君 国会改革連絡会の岩本莊太でございます。

熱心な議論を聞かせていただきまして、大體、融資の案件あるいは森林法の改正の件、これらにつきましては、特段、私も地元の関係者にいろいろお伺いしましたけれども、まあいいだろうというような話ですので、あとは制度は良くてもそれをどう運用するか、これは盛んに昨日の個人情報保護法案の審議の中でも議論になっておりましたけれども、どういうふうに運用するかが大事なわけでございますので、その辺をしつかりやつていただきますと思うっております。

そういうわけで、森林に係ります質問を、直接法律とは関係ないかもしれませんが、幾つかさせてもらいたいと思っております。

本日の議論を聞いていまして、まだどこでもこの森林の大切さというのは皆さん言われることであるわけございまして、地球温暖化を防ぐあるいは、あるいはといいますが、環境の問題から大変重要なもので、単に林業のためだけでないということは皆さんお分りになっている。ところが、私も一時林業関係の行政をやっていたんですけども、そういう追い風があっても、現実と

なりますとなかなか、予算措置もなかなかされない。どうしてかなというのは、非常に私もジレンマにかかっていたんですが、よくよく考えますと、どうも森林の多面的な機能があるということ、いわゆる林業、産業としての林業というものとが明確に区分されていない、区分されていないというか、森林の場所場所によってそれぞれの持ち前が、持分があるにもかかわらず、それが明確に分けて議論されていないということが非常に弱いかなと。弱い林業の方には補助金をたくさんもらわなきゃいかぬ、かといって環境問題の方からいう国土保全的な森林であれば、これは補助金どころか、国が本当にもう丸抱えでやらなきゃいかぬというようないうところがあるはずなんです。

そういつことをうまく進めていくためには、やはり森林というものをある程度分類しなくちゃいかぬ、いわゆる林業を産業としてやる地域、あるいは国土保全なり資源を涵養する地域、それとも一つ言えばその中間的な地域があるんじゃないかなというようなことで考えておつて、これも盛んに昔から林野庁の関係者の方々と議論させていたいただきましたが、先般の平成十三年ですか、森林基本法でそういうような分類をするというようなお話で大変私も心強い思いがしたわけですが。したがつて、これをこれからフォローするといひますか、どういふふうにやつていつていただけるのかということを私の一つの課題にしたいと思ひんです。

その分類について、大体今の進捗状況といえますか、お聞きするところによると大分進んでいるというふうな伺っておりますけれども、その辺の現状をちよつとお知らせ願いたいと思います。

○政府参考人(加藤鐵夫君) これからの森林について、重視すべき機能にに応じて、水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林というふうな三区分をするということで、森林・林業基本計画の中で具体的な目標も掲げながら提示をしたわ

けでございまして、それを受けた後、農林水産大臣が立てる全国森林計画で基本的な考え方を示し、都道府県知事が立てる地域森林計画において区分の基準を示され、さらに市町村森林整備計画におきまして具体的な区分、属地的な区分を行っていただいたところでございます。

現在の状況は、十三年度末までに市町村計画におきまして関係する市町村、全市町村におきまして一応の区分がされたということでございます。そういう点では三区分が今の段階では市町村計画で属地的にされているという状況まで来ております。

○岩本庄太君 これはちよつと通告していませんでしたけれども、私の地元で聞きましたら、いわゆる環境の面が、環境林といいますが、そういう面でもとらえられるところが大体五五％、それからいわゆる循環といいますが林業ですね、それが二五％、二〇％ぐらいがその共通のところだということな話を聞いたんですが、そういうことで分類しますと全国的には大体どんなふうになっておりますか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 大体三割ぐらいが資源の循環利用林、それから七割ぐらいが水士保全林と森林と人との共生林になるということを想定をしていただけてございます。それが森林・林業基本計画で示した形でございますが、今、市町村計画で行われた結果で見ますと、少しそれよりは公益的な水士保全林であることが多いのかなという状況でございますが、大体、おおむね方向はその方向になっているんじゃないかというふうに思っております。

○岩本庄太君 これは、それがいい悪いじゃなくて現状ですか、どうこう言う話じゃないんですけれども、結局、こういうふうに分けた、分類してみても、私は、最初申しましたように、それぞれについてそれぞれの固有の施策ができる。先ほどちよつと言いましたように、資源的な面では、これはいわゆる産業的な要素で判断して金を出すとかそういうことでなくて、別の面からの予算付け

なり施策ができるようになるでしょうし、林業としてであれば、これは先ほどいろいろな議論がありまされども、本当にやつぱりちよつとこの先余り、必ずしも明るい見通しじゃない。

私はちよつと皆さんと違う意見があるのかもしれないんですが、私は、言わせていただきますと、国産材ですね、これは使うことは結構なんですけれども、ただ単に国産材がいいから国産材に替えるというだけでは、国産、日本の資源にして、木材資源にしたってたかが知れているわけですよ。これが、本当に日本の国産材を使ったら立ち所になくっちゃうという危惧だってあるわけですね。そういう場合に、じゃ、どうするかといったら、人工林をもっと増やすと。人工林をもっと増やせばそれでいいのにと。要するに、人工林が今、山を荒らしているという、手入れがなかなかできないために山を荒らしているというような面もあるわけですから、そういうあれを持っておりまされども、いわゆる循環林としての林業というのをどうするかというのを問題、いろいろな手入れの仕方があると思うんですね。

そういう面では、これからこの分類した後、どういような方向で林業施策を持つていくか。これは林野庁が全部、全国音頭を取つてやるものだけじゃないと思いますよ。それは地域地域の特性を尊重して、そういうところに任すと。ただ、大枠としては、日本の国の資源としての森林ですから、それはやはりしっかりと把握するなり方針を持つたなりしなきゃいけないと思うんですが、この辺の今後の方針といいますか、それはどんなんでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 三機能に区分をいたしまして、それぞれに應じた森林施策というものを実行していきたいというふうに思っているわけでございます。

水士保全林につきましては、これは水源涵養をすると同時に国土の保全を重視する森林ということとで考えているわけでございますので、そういう点でいえば、できるだけ伐期についても長く取つ

ていく、あるいは皆伐にするにしてもできるだけ小面積にしていくなか、複層林業を入れていくとか、そういうようなことを考えていきたいというふうに思っているわけでございますし、森と人との、森林と人との共生林については、広葉樹の造成、これは針広混交林を造るとか、そういうようなことも含めて考えていくというふうなことも必要だというふうに思っております。

また、資源の循環利用については、生産目標に合った素材をいかに造つていくかというふうなことも考えていかなければいけないわけでございます。そういうふうなそれぞれの区分に應じた施策を実行していくようにしていきたいというふうに思っているわけでございます。

それに、じゃ、政策としてどうなのかということでございますが、今、公共事業につきましましては、こういった三区分に合せてそれぞれを推進できるような形というものを作り上げていきたいということとで再編をしたところでございまして、それに従つて、今申し上げましたような森林施策を推進していくような形を作つていきたいというふうな思っているわけでございます。

それのほか、さらに三区分に應じてそれぞれの施策と。例えば、山林相続税につきましても若干、それぞれごとに、より公益的機能の発揮が強いところにつきましましては考えていただくというふうな形も取つたところでございまして、そういう政策的な、三区分に應じた政策というものも打ち出しながら、今申し上げましたような森林を整備していくということをやつていきたいというふうな思っております。

○岩本庄太君 ありがとうございます。

大臣、通告しておりますのでしたけれども、今申し上げましたように、私も、森林をしつかりさせなきゃいけません、林業をしつかりさせなきゃいけないと思うんですが、それを一歩進めるためにはやっぱり一つの、それぞれもう少し細かいかな分類して、こういうやり方がいいんじゃないかと、林野庁もそういう方向にあると思えますけれども、

も、その辺で、大臣、そういうやり方を今後お進めになられていく上での覚悟とか何か一つ、一言お願いしたいと思ひます。

○国務大臣(亀井善之君) 先ほど来お話しのとおり、この森林の三機能区分、これは本当に水士保全あるいは森と人との共生、資源の循環利用と、大変、区分をこうしてしたわけでありまして、これに基づきまして、良質な水の確保であるとか、あるいは先ほど長官も言つておりますとおり、森林施策を推進するとか、あるいは治山の問題、森林整備・保全、あるいは保全すべき天然林について、自然の推移にゆだねることを基本としたしまして、必要に応じて植生の復元を図るなど保全管理、あるいは里山等、いろいろな地方公共団体あるいは市民参加の中で広葉樹林の整備や針広混交林等を進める、あるいは資源の環境利用林と、こういう大変重要な面もあるわけでありまして、これらを是非、こうして基本法を作り、そして三区分に分けて、そしてきめ細かくこれに沿つて進め、森林の整備・保全に努力をしてまいりたいと、このように思っております。

○岩本庄太君 よろしくお願ひしたいと思ひますが、要するに、ただ森林を守るというムードだけでなくて、実際にじゃどうするかということきめ細かく分析する御指導を是非お願いしたいと思ひます。

次に、私、今年の、今年といひますか、この通常国会始まつてからのこの委員会での質問、一つ、国内の食料自給率に焦点を合わせてやつている面がございまして、その点で森林に係りました面でちよつと質問をさせていただきますが、先ほど言ひましたように、材木の国内自給率を高めろというのはこれは必ずしもいかどうかは分からない。食料の自給率、これは先般いろいろ御質問して、結局、食料の自給率というのは安全保障だというふうなお話だったわけですね。その点から、私もそのとおりだと思ひますけれども、その点から考えますと、森林の場合は外国に依存していた方が、いざというときに、国内の量があるわ

けですから、安全保障の面からではそっちの方が有利かなという面も、皮肉な見方ですけれども、できると思うんで。

その辺はさておいて、食料との関係で言うの特用林産があると思うんですが、この特用林産は必ずしもカロリーがあるわけでないですから、いわゆる今一番議論になっているのはカロリー・自給率ですかね、それでなっていますから必ずしもその議論の上にはのらないかもしれないけれども、やっぱり食べ物として非常に成長のためには必要なのものでありますので、ひとつこの際、どういう状況かということだけで結構でございますので、特用林産の国内の供給量、一時、中国からのシタケの問題がございまして、あつたことは記憶に新しいわけですから、そういう問題もなきにしもあらずですので、ひとつその辺を現状をお知らせ願いたいと思います。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、特用林産の自給率の問題でございますが、若干、木材の問題、まず答えさせていただきますと思うんですが、木材の自給率を高めることがというお話がございましてけれども、今の我が国の森林の状態というのは、やはり整備ができていない、木が使われないために整備ができていないという状況があるわけございまして、そういう点では適切な整備を行って、そこから供給される木材についてはやはり利用されていくことを我々としては追求していかなければいけないというふうに思っております。

そのときに、ただ単に使ってくださいということだけではなくて、やはり使っていただけのように加工・流通体制の整備等々も図っていかなければいけないことでございますが、木材の利用というものについては、そういうことで是非これから進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、特用林産物の自給率についてでございますが、食料・農業・農村基本計画におきまして、品目ごとの自給率目標が提示されているところ

ろでございます。キノコ類につきましては参考として設定をされているところでございます。

この目標におきましては、平成二十二年度における自給率が七九%、生産量として四十一万トンというところで、この中にキノコは、大きく分類いたしまして十種類のキノコが入れているところでございまして、そういうような目標が設定されているところでございまして、これに對します十三年の実績につきましては、自給率は七五%、生産量は三十八万トンというふうになっているところでございます。

○岩本莊太君 時間が来ましたからやめますけれども、木材の利用率については、私先ほど言いましたように十五分しかないのこれにまで入り込もうと思っていなかったんですけれども、今、長官言われましたので、これはまた一度別の機会に、私も言葉足らずのところがあるかもしれないけれども、やはりちょっと考え方を變えていかなくちゃいかぬと私は思っておりますので、その辺またの議論にさせていただきますと思います。

どうもありがとうございます。

○中村敦夫君 林業問題についてはたくさんさんの課題があるわけですが、今回の森林法、林業金融法に對してはおおよそその骨子に賛成ですので、今日は時局に即して、川辺川利水訴訟に関する問題で質問したいと思ひます。

五月十九日、農水省は農民が勝訴した川辺川利水訴訟について最高裁への上訴を断念した。早期の上訴断念は亀井農水大臣の英断であり、これを歓迎したいと思います。農水省前で座込みをした農民たちも農繁期を迎えておりますので、思っ

たよりも早く故郷に帰れると大変喜んでゐるわけですね。

この訴訟は、熊本県相良村に建設予定の川辺川ダムから農業用水を引く国営川辺川土地改良事業について、七百十九人の農民が彼らの異議申立てを退けた農水大臣決定の取消しを求めたものです。福岡高裁は、土地改良法が定める対象農家の三分の二以上の同意がなかったと事実認定しまし

た。そして、農民勝訴の判決を言い渡したわけですね。ただし、この判決では同意率を六五・六六%としているんですが、実際のところは七百十九人の原告農民のほかに補助参加している農民がた

くさんいるわけですね。事業対象農家の約四千二百人のうち、過半数近くの二千人以上が裁判を通して事業反対を訴えました。

そもそも、当初、事業の申請がなされた一九八三年には、この地域で必要なかんがい工事はほぼおおむね終了していたわけですね。ですから、初めから強引な署名集めなしには成立しない事業計画だったと言えるところです。実際、控訴審の終盤になつてやつと農水省が提出した署名原本からは、砂消しゴムや修正液で改ざんされた署名簿が二百人余りも見付かりました。このほか、自分で署名したのではない署名が五百人以上もあつたわけですね。死者による署名も七十七人見付かつたんです。これは、幽霊が七十七人出てきて署名したというような話ですね。

私は、こういう行政がこの近代法治国家で行われているということ自体、非常に悲しむべき恥辱かしい事態であるというふうに断言せざるを得ません。川辺川ダムそのものの問題を含め、詳しくはお配りした資料を是非委員の方々にごらんいただきしたいと思います。

そこで質問なんですけれども、この訴訟で最も大きな問題というのは、農水省の認識と農民との、農民の認識との間に大きな食い違いが生じているということなんです。したがって、事業見直しになるわけで、これからいろいろな住民の話を聞くという、そういう方向らしいですけれども、その住民の意見を聞くというときは、もうほとんど今までは市町村長とかいろいろな団体の実力者とか推進派ばかりに偏つてたということがあるわけですね。

今回は、結局そういうことをやってきたからこれだけの大きな問題になつたわけですから、やはり原告団、これは圧倒的に多数なんですから、その人々の話をしっかりと聞いて慎重に進めるべき

ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 今後の事業の進め方を検討する際に際しましては、地域の様々な皆さんの声を伺う、農家の声をお聞きすることは大変重要なことと、このように思っております。

先般も、各市町村の責任者の方々あるいは原告団体の皆さん方にも私お目に掛かりましてじかにお話を伺つたわけでありまして、本日も実は水を必要とする若手の農家の皆さん方が是非私に会いたいと、受益者の有志の方々がお会いをしたいと、こういうことで予定を持っております。地域の農業振興についてのお考えをお聞きすることと

しております。

本地域の農業用水の確保に向けて検討をと、これにつきましては、関係農家の申請と同意により実施するという土地改良事業制度の趣旨を踏まえて、当然のことではあります。関係農家の意向を十分把握をし、これに基づいて必要な整備を進めることが適切であると、このように考えております。これからも関係者の皆さん方、あるいはまたいろいろお話を伺つて、今後の事業の進め方、これを検討してまいりたいと、こう思っております。

○中村敦夫君 上告を断念したというのは亀井大臣、大変立派だったと思いますが、その後が

ちよつといけないんですかね。

大臣は、記者会見で国の手続の不手際は認めましたけれども、川辺川ダムを水源にするということとはどうも譲らなかつたようなんですね。しかし、これから見直しをするという一方、川辺川ダムの水を利用するという前提があるというの、大変おかしいと私は思ふんです。これではもう相変わらず初めに事業ありきという姿勢でなく、そのものが問われた裁判だったわけですね。

そこで、事業の見直しをする際には、川辺川ダムを水源にするということを前提としないで、事業中止という選択肢も含めてあらゆる選択肢を慎重に検討すべきではないかと思ひますが、いかが

でしよう。

○国務大臣(亀井善之君) 水源に恵まれないこの地域であるわけでもありまして、安定的な農業経営を実現していくためには農業用水の手当ては不可欠なことでありまして、安定的な用水の確保を希望する農家は多数おられるわけでありまして、現在の計画において農業用水の安定性や経済性などの観点から川辺川ダムに水源を依存することとしておるわけでありまして、今後の検討に当たってはそのことをやはり考慮する私には必要があるんではないかと。

いずれにしても、受益農家の申請と同意により実施するという土地改良事業制度の趣旨を踏まえて、そして受益農家の意向把握に努めるとともに、熊本県あるいは関係市町村等と密接な連携を図りながら必要な整備について検討してまいりたい、このように考えております。

○中村敦夫君 大臣には是非現地へ行ってほしいんですよ。私たち何度も行っていきますけれども、そうしないと分からないんですよ。水が必要だと、これは当たり前ですけども、水というのはダムからしかもう引けないんだという非常に非科学的な根拠を妄想にしているからおかしな感じがする。人吉盆地というのは、もう地下水にあふれた水の宝庫なんですよ。ですから、別にダムじゃなくてもいろいろな方法が考えられるわけですから、是非とも、ダムがなければ絶対できないんだという前提でこの問題を考えないようにしていただきたいんですね。

次に、福岡高裁の控訴審では、費用対効果分析の専門家である愛知大学の宮入興一教授に対する証人尋問で、費用対効果が最小の計算値で〇・九五だと、最大に見積もった計算値でも〇・九二であることが判明したわけなんです。土地改良法では費用対効果について最低でも一を満たすことが求められているわけですよ。

このたび、福岡高裁の判決では、この費用対効果について政治の場で議論されるべき問題という理由で、司法による結論を求めた原告団の主張を

退けているわけですね。したがって、費用対効果についても政治の場、すなわち今後の見直し作業の中でしっかりと組上にのせて計算し直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 川辺川地区については、今後、熊本県そして関係市町村等とも密接な連携を保ちながら、関係農家の意向を踏まえて、地域農業の将来像を見通しつつ、必要な整備を検討することにするわけでありまして、この検討を踏まえて本事業の費用対効果の検討を行ってまいりたいと、こう思っております。

現地のことにつきましてお触れになりましたが、もう私はあることで、もう四十年前前にあの坂本村で水害がありまして、その関係のことを承知をしております者といまして、是非、こういう立場に立つ以前から、同僚の国会議員もおりますので、是非その地域にお邪魔したいと、こう申し上げておった経緯もございます。

いろいろな勉強させていただきたいと、このように考えております。

○中村敦夫君 農業振興というのは非常に重大な課題であります。しかし、農業というのは農民がやるものであつて農水省のお役人がやるものじゃないんですよ。これが非常に重要な点なんです。ですから、その土地の農民の専門的知識とか地域的な条件とか意欲とか、そういうものが土地改良事業に生かされるべきであつて、一方的に農水省がこうしろと押し付けるのでは、これは本末転倒になつてしまふわけですね。

本来、土地改良事業というのは官民が対立するというようなことはもう想定外のことですよね。農民たちのいろいろな要請、ボトムアップ方式が原則であるということなんですけれども、こういう想定外の事態が起きてしまったこの根本的な原因は何だとお考えでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) いろいろな理由があるのかと思いますが、やはり農家の皆さん方が、水がなければ農産物の生産、これはできないわけでありまして、安定的に水の供給と、このことを願つ

ておられるわけでありまして。併せて、これらの問題につきましても、その農家の関係の皆さん方あるいはまた地域の皆さん方あるいは熊本県の御意向と、こういうものを十分加味しなければならぬわけでありまして、いろいろ今日の反省の上で、この地域の農家の皆さん方が安心して農業経営ができること、このような努力をしていくことが必要なことじゃないかと思ひます。

○中村敦夫君 川辺川ダム計画というのは国土交通省が主体的にかかわっている事業ですけれども、ここでの建設理由の主なものは治水ということとを主に言うんですね。全国三百幾つものまだダム計画がありますけれども、ほとんどどう利水とか発電とかというところはリアリティーがなくなつて、結局はもう百年に一遍来るとかそういう話、そういう治水ということだけに集中してきているわけですよ。

しかし、この川辺川ダムの治水問題ですけれども、これをもつと科学的にデータを検証したり、そして本当にダムでなきゃいけないのかどうかというのを専門家が判断すると、決してそんな答えは出てきていないんですよ。無理やりもう洪水を起こしてしまふというか、想定として起こしてしまふという、その前提に立つてやはり国土交通省も進めているわけですよ。

しかし、一方で、これは観光業者あるいは漁民たちも、もう地場産業を破壊する、とんでもない話だということ、これは反対運動がどんどん広まっているわけですね。

そしてまた、この財政赤字が巨大になつていく。農水省だつていつまでも無駄なダムを造つていくというふうなことは続けられないはずですね、ほかに予算を回さなきゃいけないというふうな実際の台所事情もあるわけですから。ここではきつぱりダムという選択肢をあきらめて、しかも国土交通省に對しても、やめるべきではないかと農水省がリーダーシップを取つてアドバイスをするというぐらゐの気骨はありませんか。

では国土交通省でいろいろお考えのあることでもございますし、私どももいたしますれば、農家の皆さん方が安定的な用水の供給を受け、農産物の生産、農業の経営が営むことができるようなことを進めなければならぬわけでありまして、十分、関係者、熊本県あるいはまた関係者ともいろいろ今後とも連携を取りまして進めてまいりたいと、こう思っております。

○中村敦夫君 終わります。

○委員長(三浦一水君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに両案の採決に入ります。

まず、林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、和田君から発言を求められておりますので、これを許します。和田ひろ子君。

○和田ひろ子君 私は、ただいま可決されました林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗讀いたします。

林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

我が国森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるためには、林業の持続的かつ健全な発展と木材産業の事業基盤の強化、連携の推進が

重要な課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、林業・木材産業の経営改善を図るため、次の事項の実現に努めるべきである。

一 各種制度資金の見直しに当たっては、融資実務面においても地域や林業・木材産業の実情等に応じ、より使いやすいものとなるよう最大限の工夫を行うとともに、融資枠については、資金需要の動向等を踏まえ、適切な水準とすること。

また、農林漁業信用基金の保証対象の拡大にかんがみ、その適切な運用に努めること。

二 林業及び木材産業の一体的な構造改革を推進するため、経営基盤の強化と連携に向けた関連施策の充実に努め、持続可能な林業とこれを支える木材産業を実現すること。

三 国産材の積極的な利用を推進するため、制度資金の融資対象の拡充について検討するとともに、品質・性能が明確な木材生産や、地域材の利用促進など関連施策の充実に努めること。

四 公共事業における間伐材等の利用、公共施設の木造化等を率先して行うとともに、木質バイオマスのエネルギー利用等木材の新規需要の開拓を一層推進すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ各委員の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(三浦一水君) ただいま和田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。よって、和田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

許します。亀井農林水産大臣。

○国務大臣(亀井善之君) ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(三浦一水君) 次に、森林法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、和田君から発言を求められておりますので、これを許します。和田ひろ子君。

○和田ひろ子君 私は、ただいま可決されました森林法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

木材価格の低迷等により林業生産活動が停滞し、適切な管理が行われていない森林が増加する中、森林の整備及び保全の一体的推進と複層林施策等の促進を図ることは、地球温暖化防止対策の観点からも極めて重要な課題となつてい

る。

よって政府は、本法の施行に当たり、森林の有する公益的機能が一層発揮されるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一 森林計画の見直しに当たっては、流域ごとの森林の現況を的確に把握した上で、森林・林業関係者はもとより広く地域住民の意見を十分踏まえ策定するとともに、森林計画が林業・木材産業の指針としても適切に機能するよう努めること。

的な事項については、治山事業をはじめとする森林の保全に係る施策の指標としての役割が発揮されるよう適切に定めること。

また、森林整備保全事業計画の策定に当たっては、関係する公共事業計画との十分な調整を行い、その整合性を確保し、分りやすい成果目標として明示するとともに、効果的な事業実施に努めること。

三 複層林施策の着実な推進を図るため、高性能林業機械の導入や技術開発、環境に配慮した効率的な路網の整備等に努めること。併せて、森林組合の体制整備、「緑の雇用」等の雇用対策を通じて林業就業者の育成・確保や、NPO等を活用することによって、零細林家も含めた間伐などの森林整備が着実に実施されるよう努めること。

四 国有林野事業については、森林の整備及び保全における民有林との連携を深めるとともに、財務状況の健全化に向けた取組を一層強化すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ各委員の御賛同をお願いいたします。

○委員長(三浦一水君) ただいま和田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。よって、和田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、亀井農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。亀井農林水産大臣。

○国務大臣(亀井善之君) ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(三浦一水君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三浦一水君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三浦一水君) 農林水産省設置法の一部を改正する法律案、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案及び地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めの件、以上六案件を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。亀井農林水産大臣。

○国務大臣(亀井善之君) 農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農林水産省は、食料の安定供給の確保及び農林水産業の健全な発展に資するため、従来から安全な農林水産物の生産の確保のための施策を講じてきたところでありますが、我が国初の牛海綿状脳症の発生が確認される等食の安全を脅かす問題が発生する中で、消費者保護を一層重視した食品安全行政の確立が求められております。また、昨年六月の食品安全行政に関する関係閣僚会議において、内閣府における食品安全委員会の設置、リスク管理体制の見直し及び食糧庁組織の廃止等の既存組織の見直しを行うことが決定されたところであります。

これらの点を踏まえ、農林水産省組織の改革再編を行うこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、

御説明申し上げます。

第一に、農林水産省の所掌事務について、農林水産物の生産過程における食品としての安全性の確保に関する事務を明確化することとしております。

第二に、食糧庁を廃止するとともに、食糧庁の地方支分部局である食糧事務所及びその支所を廃止することとしております。

第三に、地方農政局の分掌機関として、食品のリスク管理のための監視・指導や、従来食糧事務所が行っていた主要食糧事務等を担う地方農政事務所を設置するとともに、地方農政局の統計情報事務所及びその出張所を、地域における情報発信の役割を併せ持つ統計・情報センターに改組することとしております。

さらに、平成十八年度からは、統計・情報センターを地方農政事務所と統合し、地方農政事務所の統計・情報センターとして位置付けることとしております。

続きまして、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

本法は、食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する要請を踏まえ、国際的にも推奨されている管理手法である危害分析重要管理点方式、すなわちHACCP手法の導入を促進することにより、食品の製造過程の管理の高度化を図るため、平成十年に五年間の臨時措置として制定されたものであります。

本法の下で、HACCP手法の導入に必要な施設の整備について金融・税制上の支援措置を講ずること等により、食品の製造又は加工を行う事業者においても、この手法に基づく高度な製造過程の管理の考え方が着実に広まってきております。しかしながら、近年の景気動向の中で、新たにHACCP手法を導入するに際して、施設の改良等に伴う設備投資の面で、課題が引き続き存在するとともに、最近における食中毒事故や食品への異

物混入、さらにはBSEの発生等を通じて、食品の安全性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請は、一層高まりを見せております。

このため、引き続き食品の製造過程の管理の高度化を促進する必要がある、本法について、事業者が作成する製造過程の管理の高度化に関する計画の記載事項に運用体制の整備に関する事項を追加する等所要の見直しを行うとともに、その適用期限を五年間延長することとした次第であります。

続きまして、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

昨今、牛海綿状脳症の発生や無登録農薬の問題等、農畜水産物の生産段階において食品の安全性を脅かす様々な問題が発生し、国民の食に対する不安を招いております。

このような状況にかんがみ、農畜水産物の生産に係る資材等について、その適正な使用の確保等により食品の生産段階における安全性の徹底を図ることが、国民の食に対する不安を払拭し、信頼を回復するために必要不可欠であります。

このため、国民の生命と健康の保護を第一に食品の安全性の確保に万全を期す観点から、肥料取締法、薬事法、農薬取締法及び家畜伝染病予防法を改正することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれがある肥料について、施用基準を定める等の措置を講ずるとともに、販売の禁止に違反して販売された肥料について、その回収等を命ずることができるとしてあります。

第二に、許可を受けていない者による動物用医薬品の製造又は輸入及び適正な表示のない動物用医薬品の家畜等に対する使用を禁止するとともに、家畜等に使用される蓋然性が高い医薬品につ

いて、使用基準を策定することができることとしてあります。

第三に、販売の禁止に違反して販売された農薬について、その回収等を命ずることができることとしてあります。

第四に、特定の家畜伝染病について、総合的に防疫を実施するための指針を作成するとともに、特定の畜舎について、その畜舎の飼養者が遵守すべき衛生管理基準を策定することとしてあります。

第五に、農畜水産物の生産に係る資材の承認等に当たって、厚生労働大臣等の意見を聴かなければならないこととし、連携の強化及び食品衛生法との整合性の確保を図ることとしてあります。

続きまして、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

牛海綿状脳症の発生を契機として国民の食の安全に対する信頼が損なわれている事態を踏まえ、食品の安全性の確保に万全を期するため、農畜水産物の生産に係る資材の安全性の確保と適正な使用の徹底が求められているところであります。

また、公益法人に対する行政の関与の適正化の観点から、飼料の検定制度的に見直す必要がありとあります。

このような飼料をめぐる状況の変化にかんがみ、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する制度を見直すこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特定飼料等の製造業者について、品質管理の方法等が一定の要件を満たす場合には、農林水産大臣の登録を受けてこれを販売することができるとしてあります。

第二に、有害な物質を含む飼料等について、販売の禁止に加えて、製造、輸入又は使用を禁止することができるとするとともに、有害な物質

が含まれる可能性が生じた飼料等を輸入する場合には、その旨を農林水産大臣に届け出なければならないこととしてあります。

第三に、飼料の検定機関への行政の関与の適正化を図るため、安全性に関する特定飼料等の検定を独立行政法人肥飼料検査所が行うこととする一方、栄養成分に関する公定規格の検定については、検定機関を指定制から登録制に改めることとしてあります。

第四に、飼料の基準及び規格の設定等を行う場合には、厚生労働大臣の意見を聴かなければならないこととし、連携の強化及び食品衛生法との整合性の確保を図ることとしてあります。

続きまして、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

平成十三年九月、我が国で初めての牛海綿状脳症(BSE)感染牛が確認され、国民の間に牛肉に対する不安が広がるとともに、我が国の畜産業、流通業を始めとする関連産業に大きな影響が生じたところであります。

BSEについては、長い潜伏期間を有すること等、他の家畜伝染病と異なる特徴を有しており、その蔓延を防止するための措置を的確に実施するために、牛一頭ごとにその飼養履歴に係る情報を一元的に管理し、BSEが発生した場合に過去の同居牛等を迅速に特定できる仕組みを新たに構築することが必要であります。

また、牛肉に対する信頼を回復し、安心できる食生活を確保するためには、消費者に対し、牛の個体情報を積極的に提供し、牛肉がどの牛から得られたかを確認できるようにすることが必要であるとともに、このような体制を構築することが、表示偽装の防止にも資するものであります。

このような状況を踏まえ、牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、牛ごとに出生年月日、移動履歴等を記録するとともに、その情報を原則として公表することとしております。

第二に、牛の管理者等に対し、出生、譲渡等に係る届出及び耳標の装着を義務付けることとしております。また、何人にも耳標の取り外し等を禁止することとしております。

第三に、牛肉の販売業者等に対し、牛肉の販売をする際に、牛の個体識別番号の表示及び帳簿の備付けを義務付けることとしております。

続きまして、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所を設置し承認を求める件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

食糧庁の地方支分部局として、現在、食糧事務所及びその支所が設置されておりますが、このたび国会に提出いたしました農林水産省設置法の一部を改正する法律案により、これらを廃止するとともに、従来食糧事務所が行っていた事務や食品のリスク管理のための監視、指導等を担う地方支分部局として、地方農政局の分掌機関である地方農政事務所及び本省直轄の北海道農政事務所を設置することとしております。

本件は、この農林水産省における地方支分部局の再編に伴い、地方農政事務所及び北海道農政事務所を設置することについて、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づく国会の御承認を求めようとするものであります。

以上が、これらの法律案及び承認案件の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(三浦一水君) この際、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案の衆議院にお

ける修正部分について、修正案提出者衆議院議員稲葉大和君から説明を聴取いたします。稲葉大和君。

○衆議院議員(稲葉大和君) 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正につきまして、順次、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案に対する修正について申し上げます。

修正の第一点は、除草剤の販売段階での規制についてであります。

昨年の第五十五回臨時国会における農薬取締法改正により、登録を受けていない非農耕地用除草剤の農薬としての販売及び農作物への使用を禁止したところであります。

しかしながら、現在、小売段階では、農薬として使用ができない旨の明確な表示がなく、農耕地での流通も可能となるような販売がなされてお

り、農薬の適正使用が十分に確保されない状況にあります。

こうした中で、国民の食に対する信頼を回復するため、農薬取締法の一部改正に関し、除草剤の販売段階における規制に関する規定を追加する修正を行ったところであります。

その内容は、第一に、農薬以外の除草剤を販売する者は、その容器等に、農薬として使用することができない旨の表示をしなければなら

ないこととしたこととあります。

第二に、除草剤の小売を業として行う者は、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければなら

ないこととしたこととあります。

第三に、農林水産大臣は、除草剤を販売する者が表示義務を遵守していないと認めるときは、その者に

対し、必要な措置を取るべき旨の勧告をすることができ

ることとするとともに、正当な理由

がなくてその勧告に係る措置を取らなかった場合は、その措置を取るべきことを命ずることができ

ることとしたこととあります。

第四に、違反行為に対する抑止力の確保のため、表示義務に係る命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処することとしたこととあります。

次に、修正の第二点は、肥料等の生産資材の安全性の確保のための措置についてであります。

先般、成立した食品安全基本法について、国産、輸入品を問わず、食品の安全性の確保が図られるよう、国の内外における食品供給行程の各段階における安全性の確保の措置が適切に取られるべきこととする基本理念の修正が、衆議院にお

いて行われたところであります。

こうしたことから、その修正の趣旨に沿い、生産資材についても、安全性を確保し、安全・安心な畜水産物の生産が図られるよう、飼料等の製造から販売及び使用に至る一連の国の内外における行程のあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、農林水産大臣は、飼料等の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければなら

ない旨の規定を追加する修正を行ったところであります。

以上であります。

何とぞ、御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(三浦一水君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分についての説明の聴取は終わりました。

六案件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林水産省設置法の一部を改正する法律案
一、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
一、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
一、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案
一、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に食糧事務所長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした登録その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、政令で定めるところにより、相当の地方農政局長、地方農政事務所長又は北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この法律の施行前に法律又はこれに基づく命令の規定により食糧事務所長に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、政令で定めるところにより、相当の地方農政局長、地方農政事務所長又は北海道農政事務所長に対してした申請等とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

(国家行政組織法の一部改正)

第四条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十八条 人権擁護法(平成十五年法律第号)の施行の日が農林水産省設置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第号)の施行の日後となる場合には、人権擁護法の施行の日の前日までの間における第二十三号の規定の適用については、同条中「九十六以内」とあるのは、「九十七以内」とする。

別表第一「農林水産省の項中「食糧庁」を削る。(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「食糧事務所」を「地方農政局、地方農政事務所若しくは北海道農政事務所」に改める。

務所」に改める。

(農産物検査法の一部改正)

第六条 農産物検査法(昭和二十六年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「食糧事務所長」を「地方農政局長、地方農政事務所長、北海道農政事務所長」に改める。

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)

第七条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項中「食糧事務所長」を「地方農政局長又は北海道農政事務所長」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により地方農政局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政事務所長に委任することができる。

(内閣府設置法の一部改正)

第八条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第二号中「同条第六十号、第六十四号から第六十六号まで、第六十八号、第七十号、第七十一号、第七十七号から第七十九号まで及び第八十二号から第八十五号まで」を「同条第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号まで」に改める。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(官房及び局の数の特例)

第五条の二 国家行政組織法第二十八条の規定が適用される間における第六十六条の規定の適用については、同条中「九十六以内」とあるのは、「九十七以内」とする。

(業事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 業事法及び採血及び供血あつせん業取締

法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二号第五号を削る。

(独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部改正)

第十条 独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十一号の改正規定中「第四条第八十一号」を「第四条第七十九号」に改める。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容に関する基準

第八条第二項第二号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

第九条第三項中「施設の整備」を「製造過程の管理の高度化」に改め、「認めるときは」の下に、「厚生労働省令、農林水産省令で定めるところにより」を加える。

第十八条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認定業務規程を官報に公示しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定並びに次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、公布の日から起算して一月を経過する日までに、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(以下「法」という。)第三項第一項に規定する基本方針(以下「基本方針」という。)につき、この法律の施行に伴い必要となる変更をし、かつ、これを公表しなければならない。この場合において、当該基本方針の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとする。

(高度化基準に関する経過措置)

第三条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、前条前段の規定による基本方針の変更をしたときは、遅滞なく、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に法第四條第一項の認定を受けている法人に対し、法第五條第一項に規定する認定高度化基準を、この法律の施行の日までに変更すべき旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、法第五條第一項の規定による通知とみなす。

(認定業務規程の公示に関する経過措置)

第四条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行の際現に法第十八條第一項の認可を受けている同項に規定する認定業務規程を、この法律の施行の日に、官報に公示するものとする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要なる経過措置は、政令で定める。

(小字及び一は衆議院修正)

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案

食品の安全性の確保のための農林水産省関

係法律の整備〇等に関する法律

(肥料取締法の一部改正)

第一条 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「品質」を「品質等」に改め、「取引」の下に「安全な施用」を、「規格」の下に「及び施用基準」を、「寄与する」の下に「とともに」、国民の健康の保護に資する」を加える。

第三条第一項第一号中「及び第五号」を、「第六号及び第七号」に改め、「許される」の下に「植物にとつての」を加え、同項第二号中「次条第一項第三号」の下に「及び第五号」を、「許される」の下に「植物にとつての」を加える。

第四条第一項中「第四号」を「第六号」に、「第五号」を「第七号」に改め、同項ただし書中「受けた普通肥料第三号」を「受けた普通肥料第三号から第五号まで」に改め、同項第一号中「第三号」の下に「から第五号まで」を加え、同項第二号中「もの」の下に「第四号に掲げるものを除く。」を加え、同項第三号中「であつて、」の下に「植物にとつての」を、「定めるもの」の下に「(第五号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に、「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 含有している成分である物質が植物に残留する性質(以下「残留性」という。)からみて、施用方法によつては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料(以下「特定普通肥料」といい、次号に掲げるものを除く。)

五 特定普通肥料であつて、第三号の農林水産省令で定める普通肥料に該当するもの
第四条第二項中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、「同項第三号」の下に「から第五号まで」

を加える。

第六条第一項第三号中「第四条第一項第三号」の下に「及び第五号」を、「許される」の下に「植物にとつての」を加え、同項第六号中「及び第四条第一項第三号」を「並びに第四条第一項第三号及び第五号」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 特定普通肥料の仮登録にあつては、適用植物の範囲

第六条第一項第六号の次に次の二号を加える。

七 特定普通肥料の登録にあつては、適用植物の範囲

八 農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料の登録にあつては、施用方法及び残留性に関する栽培試験の成績

第七条第一項ただし書中「ただし」の下に、「調査の結果」を加え、「及び第四条第一項第三号」を「並びに第四条第一項第三号及び第五号」に改め、「調査の結果」を削り、「とき」の下に「農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料については、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるとき」を加え、同条に次の一項を加える。

三 農林水産大臣は、特定普通肥料について第一項の規定による登録をしようとするときは、厚生労働大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

第八条第三項ただし書中「とき」の下に、「及び農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料について、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるとき」を加え、同条に次の一項を加える。

四 前条第三項の規定は、前項の規定による特

定普通肥料の仮登録について準用する。
第十条に次の二号を加える。

六 特定普通肥料にあつては、適用植物の範囲

七 農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料にあつては、施用方法

第十二条第四項中「第八号」を「第十一号」に改める。

第十三条の次に次の二条を加える。

(申請による適用植物の範囲等の変更の登録又は仮登録)

第十三条の二 特定普通肥料の登録又は仮登録を受けた者は、その登録又は仮登録に係る適用植物の範囲又は施用方法を変更する必要があるときは、農林水産省令で定める事項を記載した申請書、登録証又は仮登録証及び特定普通肥料の見本を農林水産大臣に提出して、変更の登録又は仮登録を申請することができる。

二 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、検査所に申請書の記載事項及び特定普通肥料の見本について調査をさせ、その調査の結果、当該申請に係る適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合には、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるときを除き、遅滞なく、変更の登録又は仮登録をし、かつ、登録証又は仮登録証を書き替えて交付しなければならない。

三 第一項の規定により変更の登録又は仮登録の申請をする者については第六条第二項の規定を、前項の調査については第七条第二項の規定を、前項の規定による変更の登録又は仮登録については第七条第三項の規定を準用する。

(職権による施用方法の変更の登録又は仮登録及び登録又は仮登録の取消し)

第十三条の三 農林水産大臣は、現に登録又は仮登録を受けている特定普通肥料が、その登

録又は仮登録に係る適用植物の範囲及び施用方法に従い施用される場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため必要があるときは、当該特定普通肥料につき、その登録若しくは仮登録に係る施用方法を変更する登録若しくは仮登録をし、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

二 第七条第三項の規定は、前項の規定による変更の登録若しくは仮登録又は登録若しくは仮登録の取消しについて準用する。

三 農林水産大臣は、第一項の規定により変更の登録若しくは仮登録をし、又は登録若しくは仮登録を取り消したときは、遅滞なく、当該処分の手方に対し、その旨及び理由を通知し、かつ、変更の登録又は仮登録の場合にあつては変更後の施用方法を記載した登録証又は仮登録証を交付しなければならない。

第十四条中「二」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

五 当該肥料が第四条第一項第四号の規定に基づく政令の改正により新たに特定普通肥料となつたとき。

第十五条に見出しとして「(登録又は仮登録の失効の届出等)」を付し、同条中「又は前条」の下に「(第五号を除く。)」を加え、「受けた者(前条第一号)を」を受けていた者(同条第一号)に改め、同条に次の一項を加える。

二 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、遅滞なく、登録証又は仮登録証(第一号に該当する場合には、変更前の施用方法を記載した登録証又は仮登録証を農林水産大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。)

一 第十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録がされたとき 当該変更に係る登録又は仮登録を受けていた者

二 第十三条の三第一項の規定により登録又

録又は仮登録に係る適用植物の範囲及び施用方法に従い施用される場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため必要があるときは、当該特定普通肥料につき、その登録若しくは仮登録に係る施用方法を変更する登録若しくは仮登録をし、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

二 第七条第三項の規定は、前項の規定による変更の登録若しくは仮登録又は登録若しくは仮登録の取消しについて準用する。

三 農林水産大臣は、第一項の規定により変更の登録若しくは仮登録をし、又は登録若しくは仮登録を取り消したときは、遅滞なく、当該処分の手方に対し、その旨及び理由を通知し、かつ、変更の登録又は仮登録の場合にあつては変更後の施用方法を記載した登録証又は仮登録証を交付しなければならない。

第十四条中「二」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

五 当該肥料が第四条第一項第四号の規定に基づく政令の改正により新たに特定普通肥料となつたとき。

第十五条に見出しとして「(登録又は仮登録の失効の届出等)」を付し、同条中「又は前条」の下に「(第五号を除く。)」を加え、「受けた者(前条第一号)を」を受けていた者(同条第一号)に改め、同条に次の一項を加える。

二 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、遅滞なく、登録証又は仮登録証(第一号に該当する場合には、変更前の施用方法を記載した登録証又は仮登録証を農林水産大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。)

一 第十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録がされたとき 当該変更に係る登録又は仮登録を受けていた者

二 第十三条の三第一項の規定により登録又

は仮登録が取り消されたとき 当該取消しに係る登録又は仮登録を受けていた者

三 前条第五号の規定により登録又は仮登録がその効力を失つたとき 当該失効に係る登録又は仮登録を受けていた者

第十六条第一項中「第十四条の規定により登録若しくは仮登録が失効したとき、又は」を「第十三条の第三項若しくは」に改め、「若しくは仮登録を取り消したときの下に」、又は第十四条の規定により登録若しくは仮登録が失効したとき」を加え、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 特定普通肥料にあつては、適用植物の範囲

五 農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料にあつては、施用方法

第十六条第二項中「同項第四号」を「同項第六号」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 農林水産大臣は、第十三条の第二項又は第十三条の第三項の規定により変更の登録又は仮登録をしたときは、当該変更に係る事項を公告しなければならない。

第十七条第一項第三号中「第四条第一項第三号」の下に「及び第五号」を加え、同項第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 特定普通肥料にあつては、登録又は仮登録に係る適用植物の範囲及び施用方法

第十七条第二項第四号中「第九号まで及び第十一号」を「第十号まで及び第十二号」に改める。

第十八条第一項第三号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第十九条の見出しを「譲渡等の制限又は禁止」に改め、同条に次の一項を加える。

三 農林水産大臣は、第十三条の第三項（第

三十三條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録若しくは仮登録をし、又は登録若しくは仮登録を取り消した場合その他の場合において、特定普通肥料を施用することにより、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されることとなる事態の発生を防止するため必要があるときは、農林水産省令をもつて、生産業者、輸入業者又は販売業者に對し、当該特定普通肥料につき、保証票の記載を変更しなければならない譲渡若しくは引渡しをしてはならないことその他の譲渡若しくは引渡しの制限をし、又はその譲渡若しくは引渡しを禁止することができる。

第二十一条の次に次の二条を加える。

（施用の制限）

第二十一条の二 肥料を施用する者は、特定普通肥料については、保証票が付されているもの（第十九条第三項の規定によりその譲渡又は引渡しが禁止されているものを除く。）でなければ、これを施用してはならない。ただし、試験研究の目的で施用する場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（特定普通肥料の施用の規制）

第二十一条の三 農林水産大臣は、第四条第一項第四号の規定により特定普通肥料が定められたときは、特定普通肥料の種類ごとに、農林水産省令をもつて、その施用の時期及び方法その他の事項について当該特定普通肥料を施用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

二 農林水産大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

三 特定普通肥料は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、施用してはならない。

四 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣及び環境大臣の意見を聴かなければならない。

第二十九条第一項中「又は肥料」を「肥料」に改め、「倉庫業者」の下に「又は肥料を施用する者」を、「業務」の下に「又は肥料の施用」を加え、同条第二項中「農林水産大臣は、第二十二條の三を、農林水産大臣は、第十九条第三項、第二十二條の三、第三十一條第四項又は第三十一條の二に改め、同条第四項中「又は販売業者」を「若しくは販売業者」に、「又は遵守事項」を「若しくは遵守事項」に改め、「こと」の下に「又は第十九条第一項若しくは第三項若しくは第三十一條第四項の規定に違反して肥料を譲渡し、若しくは引き渡していること」を加える。

第三十条第一項中「又は肥料の」を「肥料の」に改め、「倉庫業者」の下に「又は肥料を施用する者」を、「車両」の下に「、ほ場」を、「業務」の下に「又は肥料の施用」を、「若しくは業務」の下に「若しくは肥料の施用の状況を、帳簿書類」の下に「その他必要な物件」を加え、同条第二項中「農林水産大臣は、第二十二條の三を「農林水産大臣は、第十九条第三項、第二十二條の三、第三十一條第四項又は第三十一條の二に改め、同条第四項中「又は販売業者」を「若しくは販売業者」に、「又は遵守事項」を「若しくは遵守事項」に改め、「こと」の下に「又は第十九条第一項若しくは第三項若しくは第三十一條第四項の規定に違反して肥料を譲渡し、若しくは引き渡していること」を加える。

第三十条の二第二項中「車両」の下に「、ほ場」を、「業務」の下に「又は肥料の施用」を、「若しくは業務」の下に「若しくは肥料の施用の状況を、帳簿書類」の下に「その他必要な物件」を加える。

第三十一条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条

第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

四 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、検査所に肥料を検査させた結果、肥料の品質が不良となつたため、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため必要があるときは、当該肥料の譲渡若しくは引渡し又は施用を制限し、又は禁止することができる。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（回収命令等）

第三十一条の二 農林水産大臣は、生産業者、輸入業者又は販売業者が第十九条第一項若しくは第三項又は前条第四項の規定に違反して肥料を譲渡し、又は引き渡した場合において、当該肥料を施用することにより人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されることとなる事態の発生を防止するため必要があるときは、これらの者に對し、当該肥料の回収を図ることその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十二条中「前条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十三条第一項中「都道府県知事は」の下に「、第十三条の第三項の規定による変更の登録若しくは仮登録」を加え、「又は引渡し」を「若しくは引渡し」に、「又は禁止」を「若しくは禁止」又は同条第四項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し若しくは施用の制限若しくは禁止に改め、同条第二項中「第九条第三項の下に」、第十三条の第三項を加え、「又は同条第三項」を「第十三条の第三項の規定による変更の登録若しくは仮登録、第三十一條第三項に改め、「禁止」の下に「又は同条第四項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し若しくは施用の制限若しくは禁止」を加える。

第三十三条の二第六項中「及び第二項」を「か

ら第三項まで」に改め、「第十一号、第十三条」の下に、「第十三条の二」を、「登録外国生産業者に」の下に、「第十三条の三の規定は第一項の規定による登録又は仮登録に係る特定普通肥料に」を加え、「第三十三條の五第一項」と、同項第四号を「第三十三條の五第一項」と、同項第六号に、「同項第十号」を「同項第十一号」に改める。

第三十三條の五第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 農林水産大臣が、第三十一條第四項に規定する検査方法に従い、検査所に第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を検査させた結果、肥料の品質が不良となつたため、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるに至つた場合において、その事態の発生を防止するため、登録外国生産業者に對し、当該肥料の譲渡又は引渡し制限又は停止を請求したにもかかわらず、当該登録外国生産業者がこれに応じなかつたとき。

第三十三條の五第四項を次のように改める。

4 第三十三條第一項の規定は第三十三條の二第六項において準用する第三十三條の三第一項の規定による登録又は仮登録の処分について、第三十三條第二項の規定は第三十三條の二第六項において準用する第九條第三項若しくは第三十三條の三第一項の規定若しくは第一項の規定による登録若しくは仮登録の取消し又は第三十三條の二第六項において準用する第三十三條の三第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の処分に係る聴聞について、第三十四條第二項の規定は第三十三條の二第六項において準用する第三十三條の二第一項の規定による変更の登録又は仮登録の申請に對する処分について準用する。

第三十三條の六中「及び第八條第一項」を、「

第八條第一項及び第十三條の二第二項」に改め、「立入検査等」の下に、「第三十一條第四項の検査」を加える。

第三十四條第二項中「又は第三十一條第一項」を、「第十三條の二第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の申請に對する処分、第三十一條第一項に改め、「除く。」の下に「又は第三十一條の二の規定による命令の処分」を加える。

第三十五條の三第一号中「から第十六條の二まで」を、「第十六條第一項、第二項及び第四項、第十六條の二に改め、同條第四号中「第三十一條第五項」を「第三十一條第六項に改め、同條第五号中「第三十一條第六項」を「第三十一條第七項」に改める。

第三十六條中「一」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同條第四号中「第三十一條第三項の下に」又は第四項を加え、「又は引渡し」を「若しくは引渡し又は施用」に改め、同号を同條第六号とし、同條第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同條第一号中「第十九條第一項の下に」第二十一條の二、第二十一條の三第三項を加え、同号を同條第二号とし、同號の次に次の一号を加える。

三 第三十九條第三項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者

一 第四條若しくは第五條の規定による登録若しくは仮登録を受けず、普通肥料を業として生産し、若しくは輸入し、又は第四條、第五條若しくは第三十三條の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けるに当たつて不正行為をした者

七 第三十一條の二の規定による命令に違反した者

第三十七條中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、第一号を削り、

第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三十八條中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同條第一号中「第十五條を」第十五條第一項に改める。

第三十九條中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第四十條中「又は人に對して」を「に對して」に改め、同條に次の二号を加える。

一 第三十六條第一号、第二号（第十九條第一項に係る部分に限る。）、第三号、第四号及び第七号 一億円以下の罰金刑

二 第三十六條（前号に係る部分を除く。）及び第三十七條から第三十九條まで 各本条の罰金刑

第四十二條中「第九條第四項」の下に、「第十五條第二項」を加え、「第三十一條第五項」を「第三十一條第六項」に、「五十万円」を「十万円」に改める。

（薬事法の一部改正）

第二条 薬事法昭和三十五年法律第百四十五号の一部を次のように改正する。

目次中第八十三條の二を「第八十三條の五」に改める。

第八十三條中「及び次条第三項」を、「次項及び第八十三條の四第三項第八十三條の五第二項において準用する場合を含む。」に、「第十四條第五項」を「第十四條第二項第二号中」又は「とあるのは若しくは」と、「認められるとき」とあるのは認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）について、その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が動物に残留する性質をいう。以下同じ。）の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生

産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同條第五項に改め、同條に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の規定により読み替えて適用される第十四條第一項（第二十三條において準用する場合を含む。）若しくは第七項（第十九條の二第四項及び第二十三條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第十九條の二第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る医薬品につき前項の規定により読み替えて適用される第十四條第二項第二号（残留性の程度に係る部分に限り、同條第七項、第十九條の二第四項及び第二十三條において準用する場合を含む。）に該当するかどうかについて、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

第八十三條の二第一項中「専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品」を「動物用医薬品に」、「牛、豚その他の農林水産省令で定める動物（以下「対象動物」という。）を「対象動物に」、「その医薬品」を「その動物用医薬品」に改め、同條第二項中「医薬品」を「動物用医薬品」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 農林水産大臣は、前二項の規定による農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

第十章中第八十三條の二を第八十三條の四とし、第八十三條の次に次の二条を加える。

（動物用医薬品の製造及び輸入の禁止）

第八十三條の二 前条第一項の規定により読み替えて適用される第十二條第一項の許可（医薬品の製造業に係るものに限り。）を受けた者でなければ、動物用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品をいう。以下同じ。）の製造をしてはならない。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用される第二十二條第一項の許可(医薬品の輸入販売業に係るものに限る)を受けた者でなければ、動物用医薬品の輸入をしてはならない。

3 前二項の規定は、試験研究の目的で使用するために製造又は輸入する場合その他の農林水産省令で定める場合には、適用しない。(使用の禁止)

第八十三條の三 何人も、直接の容器又は直接の被包に第五十條(第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する事項が記載されている医薬品以外の医薬品を対象動物に使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十章に次の一条を加える。

(その他の医薬品の使用の規制)

第八十三條の五 農林水産大臣は、対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品(動物用医薬品を除く。)であつて、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、業事・食品衛生審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その医薬品を使用することができるとする対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他の事項に関し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。

2 前項の基準については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「動物用医薬品」とあるのは「医薬品」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第八十三條の五第一項及び第八十三條の五第二項において準用する第八十三條の四第二項」と読み替へるものとする。

第八十四條に次の一号を加える。

十七 第八十三條の二第一項若しくは第二項、第八十三條の三又は第八十三條の四第二項(第八十三條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第八十六條第一項第十五号を削る。

(農薬取締法の一部改正)

第三條 農薬取締法昭和二十三年法律第八十二号の二を次のように改正する。

第九條の次に次の一条を加える。

(回収命令等)

第九條の二 農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又は第十四條第三項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴つて第三條第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三條第一項中「第九條第一項及び第二項」の下に「第九條の二」を加える。

第十四條第二項及び第四項中「第二項」の下に「第九條の二」を加える。

第十六條の二の見出しを「協議等」に改め、同条に次の三項を加える。

2 環境大臣は、第三條第二項(第十五條の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により第三條第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

3 環境大臣は、第三條第二項の規定により同条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣及び環境大臣は、第十二條第一項の農林水産省令・環境省令を制定し、又は改定しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

第十七條中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第九條の二の規定による命令に違反した者

第十九條第一号中「又は第二号」を「第二号又は第三号」に改める。

第四條 農薬取締法の一部を次のように改正する。

第十條の二の次に次の二条を加える。

(除害剤を農薬として使用する旨の表示)

第十條の三 除害剤(農薬以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるものをいう。以下同じ。)を販売する者(以下「除草剤販売者」という。)は、除草剤を販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

2 除草剤販売者(除草剤の小売業者とする者に限る。)は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。

(勧告及び命令)

第十條の四 農林水産大臣は、除草剤販売者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該除草剤販売者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた除草剤販売者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三條第一項中「又は農薬使用者」を「若しくは農薬使用者又は除草剤販売者」に改め、「第十條の二」の下に「第十條の四」を、「若しくは使用」の下に「若しくは除草剤の販売を」、「農薬若しくはその原料」の下に「若しくは除草剤を加え」、「農薬又はその原料」の下に「若しくは除草剤に改め、同条第三項中「又は農薬使用者」を「若しくは農薬使用者又は除草剤販売者」に改め、「若しくは使用」の下に「若しくは除草剤の販売を」、「農薬若しくはその原料」の下に「若しくは除草剤を加え」、「農薬又はその原料」を「農薬若しくはその原料又は除草剤」に改める。

第十三條の三中「並びに」の下に「第十條の四及び」を加える。

第十三條の四中「第十三條第一項」を「第十條の四、第十三條第一項」に改める。

第十六條の三中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は除草剤を輸出するために販売する場合」を加える。

第十七條第三号中「第九條の二」の下に「又は第十條の四第二項」を加える。

第十九條第一号中「第三号」の下に「第九條の二に係る部分に限る。」を加える。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第四條 家畜伝染病予防法昭和二十六年法律第百六十六号の一部を次のように改正する。

目次中「第三條」を「第三條の二」に、「第十二條の二」を「第十二條の四」に改める。

第二條第一項の表二十三の項中「家きんべす」を「高病原性鳥インフルエンザ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第一章に次の一条を加える。

(特定家畜伝染病防疫指針)

第三條の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、検査、消毒、家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に依りて必要となる措置を総合的に実施するための指針(以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。)を作成し、公表するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。

3 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第四條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の伝染性疾病を定める農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴くとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第五條第四項中「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める。

第二章に次の二條を加える。

(飼養衛生管理基準)

第十二條の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準(以下「飼養衛生管理基準」という。)を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告及び命令)

第十二條の四 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十七條第一項第一号及び第二号並びに第二十一條第一項第一号中「家さんベスト」を「高病原性鳥インフルエンザ」に改める。

第三十六條の二第三項中「第六十二條」を「第六十二條第一項」に、「同條」を「同項」に改める。

第六十條第一号及び第六十條中「第六十二條」を「第六十二條第一項」に改める。

第六十二條中「限り」の下に、「第三條の二」を加え、同條に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第六十二條の三第一項中「農林水産大臣は」の下に、「第四條第二項に規定するもののほか」を加える。

第六十二條の四中「第六十二條」を「第六十二條第一項」に改める。

第六十三條中「一」を「いずれかに」に改め、同條第一号、第二号、第四号及び第五号中「第六十二條」を「第六十二條第一項」に改める。

第六十四條中「一」を「いずれかに」に改め、同條第一号から第三号までの規定中「第六十二條」を「第六十二條第一項」に改める。

第六十五條第一号中「第六十二條」を「第六十二條第一項」に改め、同條第二号中「第二十六條第一項又は」を「第十二條の四第二項、第二十六條第一項又は」に、「第六十二條」を「第六十二條第一項」に改め、同條第三号から第十号までの規定中「第六十二條」を「第六十二條第一項」に改める。

(肥料等の安全性の確保のための措置)

第六條 農林水産大臣は、肥料、動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器並びに農薬の生産又は製造から販売及び使用に至る一連の国内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、肥料、動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器並びに農薬の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第二條の規定並びに附則第六條中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一業事法(昭和三十五年法律第四百十五号)の項の改正規定、附則第七條、第九條及び第十條の規定並びに附則第十一條中食品安全基本法(平成十五年法律第 号)第二十四條第一項第八号の改正規定及び同法附則第四條の改正規定は、業事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)附則第一條第一号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三條 この法律の施行前にされた第五條の規定による改正前の家畜伝染病予防法第二條第一項の表二十三の項に規定する家さんベストに係る処分、手続その他の行為は、第四條の規定による改正後の家畜伝染病予防法第二條第一項の表二十三の項に規定する高病原性鳥インフルエンザに係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の項第一号中「から第十六條の二まで」を「第十六條第一項、第二項及び第四項、第十六條の二に改め、同表肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の項第四号中「第三十一條第五項」を「第三十一條第六項」に改め、同表肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の項第五号中「第三十一條第六項」を「第三十一條第七項」に改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の項中「第六十二條」を「第六十二條第一項」に改め、同表業事法(昭和三十五年法律第四百十五号)の項第二号中「第八十三條」を「第八十三條第一項」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第七條 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十條の二十六第六項中「第八十三條」を「第八十三條第一項」に改める。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第八條 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十條第三項中「家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)」の下に、「家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)」を加える。

(業事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 業事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二條のうち業事法第八十三條の改正規定中「第八十三條」を「第八十三條第一項」に、「第十四條第五項」を「第十四條第二項第三号ロ」に、「同條第五項」を「同條第七項」に、「改める」を「改め、同條第二項中(第二十三條において準用する場合を含む)若しくは第七項第十九條の二第四項及び第二十三條を若しくは第九項(第十九條の二第五項)に、「第十四條第二項

第六章中同条を第七十五条とする。

第三十二条中「第二十一条の三」を「第五十八条」に改め、同条を第七十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十四条 第四十二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ場合には、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

第三十一条中「第二十七条、第二十八条又は第三十条を」次の各号に掲げる規定に、「又は人」を「に」対して当該各号に定める罰金刑を、その人に「に」改め、同条に次の各号を加える。

一 第六十七条第一号（飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。）、第二号（飼料の使用に係る場合を除く。）、又は第三号（一億円以下の罰金刑

二 第六十七号第一号（飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合に限る。）、若しくは第二号（飼料の使用に係る場合に限る。）、第六十八号又は第七十条 各本条の罰金刑

第三十一条を第七十二条とする。

第三十条の二中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条第三号中「第二十一条第四項を」第五十六条第四項に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第二十条第四項を」第五十五条第四項に改め、「命令に対し」を削り、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第十五条の七」を「第四十六条」に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第四十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十条の二を第七十一条とする。

第三十条第三号中「第二十一条第一項を」第五十六条第一項に、「第二十一条の二第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を同条第四

号とし、同条第二号中「第二十条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、「命令に対し」を削り、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第十八条」を「第十三条第四項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条又は第五十一条第一項に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十三条第一項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第七条第二項第四号から第六号まで（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、に掲げる事項又は特定飼料等検査規程若しくは規格設定飼料検査規程を変更した者

第三十条を第七十条とする。

第二十九条中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第六条第二項を」第二十八条第二項に改め、同条を同条第一号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「第十五条の六」を「第四十五条」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第六十九条とする。

第二十八号の二を削る。

第二十八号第一号中「第二条の四第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「第二条の五第一項」を「第六条第二項」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第一条の八第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条第六号中「第六条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第八号中「第七条の六」を「第三十一条」に改め、同条を同条第五号とし、同条第九号中「第十六条」を「第四十八条」に改め、同条を同条第六号とし、同条第十号中「第十七条」を「第四十九条」に改め、同条を同条第七号とし、同条を第六十八条とする。

第二十七条第一号中「第二条の三」を「第四条」に改め、同条第二号中「第二条の六」を「第二十三条」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二十四条の規定による命令に違反した者

第二十七条を第六十七条とする。

第五章中「第二十六条を第六十六条とし、第二十五条を第六十五条とし、第二十四条の四を第六十四条とし、第二十四条の三を第六十三条とする。

第二十四条の二の見出しを「（検査所がした処分に係る審査請求）」に改め、同条中「検査所又は指定検定機関がした」を「検査所がした」第五條第一項の「に」改め、同条を第六十一条とする。

第二十四条第一項中「第五条の二第一項若しくは第二項の規定による処分、第七条の五第一項若しくは第二項の規定による処分又は第十五条の六」を「第十八条（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）、又は第四十五条」に、「指定の取消し」を「処分」に改め、同条を第六十一条とする。

第二十三条第一項中「検定を」を「第五条第一項の検定を」に改め、「（指定検定機関の検定を受けようとする場合にあつては、当該指定検定機関）を削り、同条第二項中「前項」を「第一項及び第三項」に改め、「（指定検定機関に納付されたものは、当該指定検定機関）を削り、同条を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 第七條第一項、第二十一条第一項、第二十七條第一項、第二十九條第一項若しくは第三十条第一項の登録若しくはその更新又は第三十条第一項の登録若しくはその更新又は第三十条第一項（第二十一条第三項、第二十九條第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）の変更登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 第十條第一項（第二十一条第二項（第二十一条

第三項、第二十九條第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第十三條第三項（第二十一条第三項、第二十九條第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十九條第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、の調査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を検査所に納付しなければならない。

4 特定飼料等製造業者登録簿、外国特定飼料等製造業者登録簿、規格設定飼料製造業者登録簿、外国規格設定飼料製造業者登録簿又は検定機関登録簿（次項において「特定飼料等製造業者登録簿等」という。）の謄本の交付を請求しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 特定飼料等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第二十三条を第六十条とする。

第二十二條第三項中「前二項を」前三項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に、「第二条の六」を「第二十三条」に、「第二条の七」を「第二十四条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十一条第三項の指定、第二条の二第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二条の六の規定による禁止又は第二条の七」を「第二十四条」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

農林水産大臣は、第二条第三項の指定、第三条第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止又は第二十三条の規定による禁止をしようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

第二十二條を第五十九條とする。

第二十一条の三中「検定」を「第五条第一項の検定、第十条第一項（第十一條第一項第二十一條第三項、第二十九條第三項及び第三十條第三項において準用する場合を含む。）、第十三條第三項（第二十一條第三項、第二十九條第三項及び第三十條第三項において準用する場合を含む。）、第二十一條第三項、第二十九條第三項及び第三十條第三項において準用する場合を含む。の調査」に改め、同条を第五十八條とする。

第二十一条の二を第五十七條とする。

第二十一条第二項中「第二條の七第二項及び第九條」を「第二十四條第二項及び第三十三條」に改め、同条第四項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条を第五十六條とする。

第二十条第二項中「第二條の七第二項及び第九條」を「第二十四條第二項及び第三十三條」に改め、同条第四項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条を第五十五條とする。

第十九條の三第一号中「第二條の四第一項又は第四條第一項」を「又は第五十一條第一項」に改め、同条第六号を削り、同条第五号中「第八條第一項」を「第三十二條第一項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第三号及び第四号を削り、同条第二号中「第二條の六」を「第二十三條」に改め、同条を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 第七條第一項、第二十一條第一項、第二十七條第一項、第二十九條第一項又は第三十條第一項の登録をしたとき。

三 第十三條第四項（第二十一條第三項、第二十九條第三項及び第三十條第三項において準用する場合を含む。）、第十四條（第二十一條第三項、第二十九條第三項及び第三十條第三項において準用する場合を含む。）、第三十九條又は第四十一條の規定による届出があつたとき。

四 第十八條（第二十九條第三項において準用する場合を含む。）又は第二十二條第一項

（第三十條第三項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消したとき。

第十九條の三第七号中「第十五條の六」を「第四十五條」に、「指定」を「第二十七條第一項の登録」に、「検定」を「同項前段の検定」に改め、同条に次の一号を加える。

八 第四十七條第一項の規定により農林水産大臣が第二十七條第一項前段の検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた同項前段の検定の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第十九條の三を第五十四條とする。

第十九條の二中「第十三條」を「第三十八條」に、「検定」を「第五条第一項の検定」に改め、同条を第五十三條とする。

第十九條第一項中「第二條の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第五十二條とする。

第十八條第一項から第三項までの規定中「第二條の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第五十條とし、同条の次に次の一条を加える。

（飼料等の輸入の届出）
第五十一條 外国における生産地の事情その他の事情からみて次に掲げる飼料又は飼料添加物に該当するおそれがあるものとして農林水産大臣が指定するものを輸入しようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

一 第三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により製造された飼料又は飼料添加物

二 第三条第一項の規定により定められた規格に合わない飼料又は飼料添加物
三 第二十三條第一号から第三号までに掲げる飼料又は飼料添加物

2 第三条第二項の規定は、前項の指定について準用する。

第十七條を第四十九條とする。

第十六條中「第二條の二第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第四十八條とする。

第十五條の七中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、第四章中同条を第四十六條とし、同条の次に次の一条を加える。

（農林水産大臣による検定業務の実施）
第四十七條 農林水産大臣は、第二十七條第一項の登録を受ける者がいないとき、第四十一條の規定による検定の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十五條の規定により第二十七條第一項の登録を取り消し、又は登録検定機関に対し検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録検定機関が天災その他の事由により検定の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該検定の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 農林水産大臣が前項の規定により検定の業務の全部又は一部を自ら行う場合における検定の業務の引継ぎその他の必要な事項については、農林水産省令で定める。

第十五條の六の見出しを「登録の取消し等」に改め、同条中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「一」を「いずれかに」に、「その指定」を「その登録」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第三十五條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條第一項又は次条の規定に違反したとき。

第十五條の六第四号中「第二條の四第一項又は第四條第一項の指定」を「第二十七條第一項の登録又はその更新」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「第十五條第二項又は前条」

を「前二條」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 正当な理由がないのに第四十二條第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第十五條の六を第四十五條とする。

第十五條の五中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「第十二條第一号から第五号まで」を「第三十六條第一項各号のいずれかに」に改め、同条を第四十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

（改善命令）
第四十四條 農林水産大臣は、登録検定機関が第三十八條の規定に違反していると認めるときは、その登録検定機関に対し、検定を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十五條の二から第十五條の四までを削る。

第十五條第一項中「指定検定機関」は、検定の業務の開始前に、農林水産省令で定める事項を内容とする業務規程を定め「登録検定機関」は、検定の業務に關する規程（以下「業務規程」という。）を定め、検定の業務の開始前に「變更した」を「變更しようとする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 業務規程には、検定の実施方法、検定に關する料金その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。

第十五條を第四十條とし、同条の次に次の二條を加える。

（業務の休廃止）
第四十一條 登録検定機関は、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）
第四十二條 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸

借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができないう形式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 規格設定飼料製造業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林水産省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第十四条の見出しを「(事業所の変更の届出)」に改め、同条中「指定検定機関は、検定を行う検定施設を新たに設置し、廃止し、又はその」を「登録検定機関は、検定を行う事業所の」に改め、「その設置し、廃止し、又はを削り、同条を第三十九条とする。

第十三条第一項中「第二条の四第一項又は第四条第一項の指定」を「第二十七条第一項の登録」に、「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「行うべき」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 登録検定機関は、公正に、かつ、第二十七条第一項の農林水産省令で定める検定の方法により検定を行わなければならない。

第十三条を第三十八条とする。

第十二条の見出しを「(登録基準)」に改め、同条中「第二条の四第一項又は第四条第一項の指定の申請が次の各号」を「第三十四条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべて」に、「と認めるときでなければ、その指定をしては」ときは、その登録をしなければ」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

第十二条第一号中「農林水産省令で定める機械器具その他の設備」を「分割機、粉碎機、天びん、体積計、抽出装置、電気炉及び分光光度計」に改め、同条第二号中「農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する」を「次のいずれかに該当する」に、「数が農林水産省令で定める数」を「人数が検定を行う事業所ごとに二名」に改め、同号に次のように加える。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)による大学若しくは高等専門学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上分析検査の実務に従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上分析検査の実務に従事した経験を有するもの

ハ 五年以上分析検査の実務に従事した経験を有する者

第十二条第三号を次のように改める。

三 登録申請者が、規格設定飼料製造業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、規格設定飼料製造業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員)に占める規格設定飼料製造業者の役員又は職員(過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、規格設定飼料製造業者の役員又は職員(過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

第十二条第四号から第六号までを削り、同条に次の一項を加える。

2 第二十七条第一項の登録は、検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 登録を受けた者が検定を行う事業所の所在地

第十二条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(登録の更新)

第三十七条 第二十七条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第十一条中「一」を「いずれかに」に、「第二

条の四第一項又は第四条第一項の指定」を「第二十七条第一項の登録」に改め、同条第一号中「処分」を「命令の規定」に改め、「違反し」の下に「罰金以上の」を加え、同条第二号中「第十五条の六」を「第四十五条」に、「指定」を「登録」に改め、同条第三号中「その」を「法人であつて、その」に、「第一号に該当する者がある者」を「前二号のいずれかに該当する者があるもの」に改め、同条を第三十五条とする。

第十条の見出しを「(登録)」に改め、同条中「第二条の四第一項又は第四条第一項の指定は、検定(第二十七条第一項の登録は、同項前段)を」を「第二十七条第一項の登録は、同項前段」に、「をいう。以下同じ。」を「(以下この章において単に「検定」という。)」に改め、同条を第三十四条とする。

第四章 指定検定機関を「第四章 登録検定機関」に改める。

第三章中第九条を第三十三条とする。

第八条第二項中「第二条の二第二項並びに第三条第四項」を「第三条第二項並びに第二十六条第四項」に改め、同条を第三十二条とする。

第七条の六中「第七条の二第一項又は第二項の規定に基づき規格適合表示を付することのできる外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第二項の認定」を「登録外国規格設定飼料製造業者によりその登録」に改め、同条を第三十一条とする。

第五条から第七条の五までを削る。

第四条第一項中「検査所又は農林水産大臣が指定した者」を「農林水産大臣の登録を受けた者」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二条の四第二項」を「第五条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第二十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(規格適合表示の禁止等)

第二十八条 都道府県及び前条第一項の登録を受けた者以外の者は、飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわし

い表示を付してはならない。ただし、規格設定飼料製造業者（規格設定飼料の製造を業とする者をいう。以下同じ。）が次条第二項の規定に基づき、又は外国規格設定飼料製造業者（外国において本邦に輸出される規格設定飼料の製造を業とする者をいう。以下同じ。）が第三十条第二項の規定に基づき当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付する場合は、この限りでない。

2 都道府県又は前条第一項の登録を受けた者は、規格設定飼料について同項の検定を行い、これが公定規格に適合している場合でなければ、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付してはならない。

3 規格適合表示の付してある容器又は包装材料は、その規格適合表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び飼料の容器又は包装材料として用いてはならない。

（規格設定飼料製造業者の登録等）

第二十九条 規格設定飼料製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けた規格設定飼料製造業者（以下「登録規格設定飼料製造業者」という。）は、当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができる。

3 第七条第二項から第四項まで、第八条から第十二条まで、第十五条、第十九条及び第二十条の規定は第一項の登録に、第十三条、第十四条、第十七条及び第十八条の規定は登録規格設定飼料製造業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三項中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条第三項及び第十八条第四号中「第七条第一項」とあるのは「第二十九条第

一項」と、第七条第二項第二号及び同項第四号から第六号まで並びに同条第三項、第九条第四号及び第五号並びに第十七条第四号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、第七条第二項第三号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、同項第四号及び同条第四項、第九条第一号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条中「特定飼料等製造設備」とあるのは「規格設定飼料製造設備」と、第七条第二項第五号及び同条第四項、第九条第二号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条中「特定飼料等検査設備」とあるのは「規格設定飼料検査設備」と、第七条第三項、第九号第五号、第十三条第一項及び第十七条中「特定飼料等検査規程」とあるのは「規格設定飼料検査規程」と、第八条第二号中「第十八条又は第二十二條第一項」とあるのは「第二十九条第三項において準用する第十八条又は第三十条第三項において準用する第二十二條第一項」と、第九条第五号、第十条第二項及び第十七条第五号中「第五條第一項」とあるのは「第二十七條第一項」と、第十二條中「第七條第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（以下「登録特定飼料等製造業者」という。）とあるのは「登録規格設定飼料製造業者」と、同条、第十三条第五項及び第二十條中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「規格設定飼料製造業者登録簿」と、第十八条第一号中「第五條第一項、第六條第二項若しくは第三項」とあるのは「第二十八條第一項若しくは第三項」と読み替えるものとする。

（外国規格設定飼料製造業者の登録等）
第三十条 外国規格設定飼料製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けた外国規格設定飼料製造業者（以下「登録外国規格設定飼料製造業者」という。）は、当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその

容器若しくは包装に規格適合表示を付することができる。

3 第七条第二項から第四項まで、第八条から第十二条まで、第十五条、第十九条及び第二十条の規定は第一項の登録に、第十三条、第十四条、第十七条、第二十二條並びに第二十八條第一項及び第三項の規定は登録外国規格設定飼料製造業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあり、第八条、第十三条第三項及び第二十二條第一項、第六号中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十三条第一項、第十一條第一項及び第十三条第三項中「第七條第一項」とあるのは「第三十条第四号から第六号まで並びに同条第三項、第九号第四号及び第五号、第十七條第四号並びに第二十二條第一項第五号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、第七條第二項第三号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、同項第四号及び同条第四項、第九号第一号、第十條、第十三条第三項並びに第十七條中「特定飼料等製造設備」とあるのは「規格設定飼料製造設備」と、第七條第二項第五号及び同条第四項、第九号第二号、第十三条第三項並びに第十七條中「特定飼料等検査設備」とあるのは「規格設定飼料検査設備」と、第七條第三項、第九号第五号、第十三条第一項及び第十七條中「特定飼料等検査規程」とあるのは「規格設定飼料検査規程」と、第八条第二号中「第十八條又は第二十二條第一項」とあるのは「第二十九條第三項において準用する第十八條又は第三十条第三項において準用する第二十二條第一項」と、第九号第五号、第十條第二項及び第十七條第五号中「第五條第一項」とあるのは「第二十七條第一項」と、第十二條中「第七條第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（以下「登録特定飼料等製造業者」という。）とあるのは「登録外国規格設定飼料製造業者」と、同条、第十

三条第五項及び第二十條中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「外国規格設定飼料製造業者登録簿」と、第十七條中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十二條第一項第一号中「第五條第一項、第六條第二項若しくは第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）又は前条第三項において準用する第十三条第一項若しくは第四項」とあるのは「第十三条第一項若しくは第四項又は第二十八條第一項若しくは第三項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）と、同項第二号、第三号及び第六号並びに同条第二項中「前条第三項」とあるのは「第三十条第三項」と、同条第一項第五号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、「又は特定飼料等」とあるのは「又は規格設定飼料」と、第二十八條第一項中「都道府県及び前条第一項の登録を受けた者以外の者は、飼料」とあるのは「登録外国規格設定飼料製造業者は、本邦に輸出される飼料」と、同条第三項中「飼料」とあるのは「本邦に輸出される飼料」と読み替えるものとする。

第三条第六項中「第二條の二第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第二十六條とする。
第二條の八第一項中「第二條の二第一項」を「第三條第一項」に改め、同条第四項中「第二條の二第二項」を「第三條第二項」に改める。

第二章中第二條の八を第二十五條とする。
第二條の七第一項第一号中「第二條の三第二号」を「第四條第二号」に改め、同項第二号中「第二條の四第一項」を「第五條第一項本文、第十六條第一項又は第二十一條第二項」に改め、同条を第二十四條とする。

第二條の六の見出しを「（有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止）」に改め、同条中「又は販売業者」を「若しくは販売業者」に、「又は当該飼料添加物の販売を、若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用に改め、同条

を第二十三条とする。

第二条の五の見出しを「合格の表示等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「又は前条第一項の農林水産大臣が指定した者を削り、同項を」前条第一項に、「第二十一条の第二項を」第三条第一項に、「場合でなければ」を「ときは」に、「前条第一項の表示を付しては」を「前条第一項本文の表示を付さなければ」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 何人も、前項、第十六条第一項又は第二十一条第二項に規定する場合のほか、飼料若しくは飼料添加物又はこれらの容器若しくは包装に前条第一項本文、第十六条第一項若しくは第二十一条第二項の表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

第二条の五第三項中「前条第一項を」前条第一項本文、第十六条第一項又は第二十一条第二項に、「まつ消した」を「抹消した」に、「特定飼料等」を「飼料又は飼料添加物」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の十六条を加える。

(特定飼料等製造業者の登録)

第七条 特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 特定飼料等の種類

三 当該特定飼料等を製造する事業場の名称及び所在地

四 当該特定飼料等の製造のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等製造設備」という。)の名称、性能及び

ぶ数

五 当該特定飼料等の検査のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等検査設備」という。)の名称、性能及び数

六 当該特定飼料等の製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの

3 前項の申請書には、当該特定飼料等の検査を行う方法を定める規程(以下「特定飼料等検査規程」という。)、事業場の図面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定により申請をした特定飼料等製造業者は、当該事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに第九条第五号の検査の方法について、農林水産大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第十条第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(欠格条項)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十八条又は第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第九条 農林水産大臣は、第七条第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 特定飼料等製造設備が農林水産省令で定

める技術上の基準に適合していること。

二 特定飼料等検査設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織が農林水産省令で定める基準に適合していること。

四 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定飼料等の検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

五 特定飼料等検査規程で定める特定飼料等の検査の方法が第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合していること。

(検査所による調査)

第十条 特定飼料等製造業者は、第七条第一項の登録の申請に係る事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法について、検査所が行う調査を受けることができる。

2 検査所は、前項の調査をした事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法が、それぞれ前条第一号から第三号までの農林水産省令で定める基準及び第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

(登録の更新)

第十一条 第七条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失ふ。

2 第七条第二項から第四項までの規定及び第八条から前条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(特定飼料等製造業者登録簿)

第十二条 農林水産大臣は、第七条第一項の登

録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業者」という。)について、特定飼料等製造業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第七条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

(変更登録等)

第十三条 登録特定飼料等製造業者は、第七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項又は特定飼料等検査規程を変更しようとするときは、農林水産大臣の変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録を受けようとする登録特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書その他農林水産省令で定める書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 第七条第四項及び第八条から第十条までの規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第七条第四項中「特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに第九条第五号の検査の方法」とあるのは「変更に係る事項」と、第八条中「前条第一項」とあり、並びに第九条及び第十条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と読み替へるものとする。

4 登録特定飼料等製造業者は、第七条第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を特定飼料等製造業者登録簿に登録するものとする。

(廃止の届出)

第十四条 登録特定飼料等製造業者は、当該登

録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

(登録の失効)

第十五条 登録特定飼料等製造業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(登録特定飼料等製造業者の付する表示)

第十六条 登録特定飼料等製造業者は、当該登録に係る特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が登録特定飼料等製造業者が製造をした特定飼料等であることを示す特別な表示を付することができる。

2 第五条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(改善命令)

第十七条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録特定飼料等製造業者に対し、特定飼料等製造設備若しくは特定飼料等検査設備の修理又は改造、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織の改善、特定飼料等検査規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定飼料等製造設備が第九条第一号の農林水産省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

二 特定飼料等検査設備が第九条第二号の農林水産省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

三 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織が第九条第三号の農林水産省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

四 特定飼料等の検査を第九条第四号の農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者でない者に行わせたとき又はその数が同号の農林水産省令で定める数に満たないとき。

五 第九条第五号の検査の方法が第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合していないと認めるとき。

(登録の取消)

第十八条 農林水産大臣は、登録特定飼料等製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四条、第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項又は第十三条第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二 第八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第七条第一項の登録若しくはその更新又は第十三条第一項の変更登録を受けたとき。

(登録の消除)

第十九条 農林水産大臣は、登録特定飼料等製造業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(特定飼料等製造業者登録簿の謄本等)

第二十条 何人も、農林水産大臣に対し、特定飼料等製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(外国特定飼料等製造業者の登録等)

第二十一条 外国特定飼料等製造業者は、第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けた外国特定飼料等製造業者(以下「登録外国特定飼料等製造業者」という。)は、当該登録に係る特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が登録外国特定飼料等製造業者が製造をした特定飼料等であることを示す特別な表示を付することができる。

3 第七条第二項から第四項まで、第八条から第十二条まで、第十五条、第十九条及び前条

の規定は第一項の登録に、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条、第十六条第二項並びに第十七条の規定は登録外国特定飼料等製造業者に準用する。この場合において、第六条第二項中「何人も」とあるのは「登録外国特定飼料等製造業者は」と、「飼料若しくは飼料添加物」とあるのは「本邦に輸出される飼料若しくは飼料添加物」と、同条第三項中「飼料又は飼料添加物」とあるのは「本邦に輸出される飼料又は飼料添加物」と、第七条第二項中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三項中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第三項中「第七条第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、第十二条中「第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業者」という。）」とあるのは「登録外国特定飼料等製造業者」と、同条、第十三条第五項及び前条中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「外国特定飼料等製造業者登録簿」と、第十六条第二項中「前項」とあるのは「第二十一条第二項」と、第十七条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(登録外国特定飼料等製造業者の登録の取消等)

第二十二条 農林水産大臣は、登録外国特定飼料等製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四条、第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項(前条第三項において準用する場合を含む。又は前条第三項において準用する第十三条第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二 前条第三項において準用する第八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第三項において読み替えて準用する第十七条の規定による請求に応じなかつた

とき。

四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において登録外国特定飼料等製造業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又は検査所に、登録外国特定飼料等製造業者の事業場、倉庫その他特定飼料等の製造の業務に関係がある場所において、本邦に輸出される特定飼料等、その原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件について

の検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は特定飼料等若しくはその原料を試験するため必要な最小量に限り、無償で提供するよう要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 不正の手段により前条第一項の登録若しくはその更新又は前条第三項において準用する第十三条第一項の変更登録を受けたとき。

七 登録外国特定飼料等製造業者が次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前条第三項において準用する第七条第四項(前条第三項において準用する第十一条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。及び前項第五号の検査並びに前条第三項において準用する第十条第一項、前条第十三条第三項において準用する場合を含む。)の調査に要する費用(政令で定めるもの)に限る。は、当該検査又は調査を受ける外国特定飼料等製造業者の負担とする。

第二条の四第一項中「第二条の二第一項」を「第三条第一項」に改め、「農林水産省令で定

めるところにより「を削り」、「又は農林水産大臣が指定した者が」を「が農林水産省令で定める方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる特定飼料等については、この限りでない。

一 第七条第二項の登録を受けた特定飼料等製造業者(特定飼料等の製造を業とする者をいう。以下同じ。)が製造した特定飼料等であつて、第十六条第一項の表示が付されているもの

二 第二十一条第一項の登録を受けた外国特定飼料等製造業者(外国において本邦に輸出される特定飼料等の製造を業とする者をいう。以下同じ。)が製造した特定飼料等であつて、同条第二項の表示が付されているもの

第二条の四第二項中「前項を」前項本文に改め、同条第三項中「第二条の二第二項を」第三条第二項に改め、同条を第五条とする。

第二条の三を第四条とし、第二条の二を第三条とする。

(飼料及び飼料添加物の安全性の確保のための措置)
第二条 農林水産大臣は、飼料及び飼料添加物の製造から販売及び使用に至る一連の国内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、飼料及び飼料添加物の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、^{第一條の規定}この法律による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「新法」という。)の規定の実施状況等につ

いて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第三条 新法第二十七条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第四十条第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

(施行前に求められた検定に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に求められた^{第一條の規定}この法律による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「旧法」という。)第二条の四第一項の規定による検定(同項の指定を受けた者が行う検定に限る。)であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に求められた旧法第四条第一項の規定による検定(検査所が行う検定に限る。)であつて、この法律の施行の際、公定規格に適合するかどうかの判定がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

(旧法の規定による表示に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前に旧法第二条の四第一項の規定により同項の指定を受けた者が行う検定を受けて付された表示(前条第一項の規定による処分の結果に基づいて付された表示を含む。)は、新法第五条第一項本文の規定により付された表示とみなす。

(規格設定飼料の検定を行う指定検定機関に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月を経過する日までの間は、新法第二十七条第一項の登録を受けているものとみなす。その者がその期間内

に新法第三十四条の登録の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

(規格設定飼料の製造業者等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第二項の規定に基づき検定に関する業務の一部規格適合表示を付することを含む。以下同じ。)を行つてゐる規格設定飼料の製造業者(新法第二十九条第一項の登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。)については、施行日から一年を経過する日までの間は、旧法第四条第二項、第五条、第五條の二、第七條、第二十四條及び第二十四條の三(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第四条第二項中「検査所、都道府県又は前項の農林水産大臣が指定した者」とあるのは、「都道府県又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する^{〇等の}法律(平成十五年法律第 号。以下「改正法」という。)附則第六条の規定により改正^{〇第一條の規定}正法^{〇第一條の規定}による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「旧法」という。)第四条第二項若しくは第五条第一項」と、「第三十條第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第七条の二第一項の規定に基づき検定に関する業務の一部を行つてゐる規格設定飼料に係る外国製造業者(新法第三十條第一項の登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。)については、施行日(以下「施行日」という。)から一年を経過する日までの間は、旧法第七条の二から第七條の五まで、第二十四條及び第二十四條の三(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七条の二第一項中「検査所又は第四條第一項の農林水産大臣が指定した者」とあるのは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する^{〇等の}法律(平成十五年法律第 号。以下「改正法」という。)附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

4 第二項の規格設定飼料に係る外国製造業者により付された表示についての新法第三十一條ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「登録外国規格設定飼料製造業者によりその登録」とあるのは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する^{〇等の}法律(平成十五年法律第 号。以下「改正法」という。)附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法^{〇第一條の規定}による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「旧法」という。)第四条第二項若しくは第五条第一項」と、「第三十條第二項」とあるのは「改正法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

3 第一項の規格設定飼料の製造業者及び前項の規格設定飼料に係る外国製造業者に対する新法第二十八條第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「次条第二項」とあるのは「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する^{〇等の}法律(平成十五年法律第 号。以下「改正法」という。)附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七条の二第一項若しくは第二項」とする。

者」とあるのは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する^{〇等の}法律(平成十五年法律第 号。以下「改正法」という。)附則第六条の規定により改正^{〇第一條の規定}正法^{〇第一條の規定}による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「旧法」という。)第二十七條第一項の登録を受けているものとみなされた者(その者が引き続き同項の登録を受けた場合を含む。）」と読み替へるほか、これらの規定に關し必要な技術的読替へは、政令で定める。

者」とあるのは、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する^{〇等の}法律(平成十五年法律第 号。以下「改正法」という。)附則第六条の規定により改正^{〇第一條の規定}正法^{〇第一條の規定}による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「旧法」という。)第二十七條第一項の登録を受けているものとみなされた者(その者が引き続き同項の登録を受けた場合を含む。）」と読み替へるほか、これらの規定に關し必要な技術的読替へは、政令で定める。

る法律第七條の二第一項又は第二項の規定に基づき規格適合表示を付することができず外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第二項の認定とする。

5 この法律の施行前に旧法第五條第一項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料（第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第一項の規定により規格適合表示が付されたものを含む。）については、同条第二項及び第三項（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、施行日から一年を経過する日後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 この法律の施行前に旧法第七條の二第二項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第二項の規定により規格適合表示が付されたものを含む。）については、旧法第七條の四において準用する旧法第五條第二項及び第三項（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、施行日から一年を経過する日後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定検定機関又は検査所がした処分に係る審査請求に関する経過措置）

第八條 この法律の施行前にされた旧法第二條の四第一項の規定に基づき同項の指定を受けた者が行う検定又は旧法第四條第一項の規定に基づき検査所が行う検定に係る処分又はその不作為及び附則第四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にされた同条の規定により行う検定に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法昭和三十一年法律第六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）
第九條 この法律の施行前に旧法又は旧法に基づ

く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又は新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又は新法に基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一條 附則第三條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第十二條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五條第五十一項中「第十八條第一項」を「第五十條第一項」に改める。

（独立行政法人肥料検査所法の一部改正）

第十三條 独立行政法人肥料検査所法（平成十一年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第三号中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査を行うこと。

第十條第二項第二号中「第二十一條の二第一項」を「第五十七條第一項」に改める。

（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改正）

第十四條 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「第十八條第一項又は」を「第五十條第一項又は」に、「第二十一條の二第一項」

を「第三條第一項」に改め、同条第二項中「第十八條第一項又は」を「第五十條第一項又は」に、「第十八條第四項」を「第五十條第四項」に改め、同条第三項中「第十八條第一項」を「第五十條第一項」に改め、同条第四項中「第十八條第四項」を「第五十條第四項」に改める。

（食品安全基本法の一部改正）

第十五條 食品安全基本法（平成十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第五号中「第二條の二第一項」を「第三條第一項」に、「第二條の六の規定による販売」を「第二十三條の規定による製造、輸入、販売若しくは使用」に改める。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一條・第二條）

第二章 牛個体識別台帳（第三條・第七條）

第三章 牛の出生等の届出及び耳標の管理（第八條・第十三條）

第四章 特定牛肉の表示等（第十四條・第十八條）

第五章 雑則（第十九條・第二十二條）

第六章 罰則（第二十三條・第二十四條）

附則

第一章 総則

（目的）
第一條 この法律は、牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「個体識別番号」とは、牛（農林水産省令で定めるものを除く。以下同じ。）の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号をいう。

2 この法律において「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者（当該牛の運送の委託を受けた運送業者を除く。）をいう。

3 この法律において「特定牛肉」とは、食用に供される牛の肉（これを原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したもののその他の農林水産省令で定めるものを除く。）であつて、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られたものをいう。

4 この法律において「特定料理」とは、牛の肉を主たる材料とする料理であつて政令で定めるものをいう。

5 この法律において「販売業者」とは、牛の肉の販売の事業を行う者をいい、「特定料理提供業者」とは、特定料理の提供の事業を行う者であつて政令で定める要件に該当するものをいう。

第二章 牛個体識別台帳

（牛個体識別台帳の作成）

第三條 農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、当該台帳に牛ごとに次に掲げる事項を記録するものとする。

一 個体識別番号

二 出生又は輸入の年月日

三 雌雄の別

四 輸入された牛以外の牛については、母牛（当該牛を出産した雌の牛をいう。以下同じ。）の個体識別番号

五 輸入された牛については、輸入した者（以下「輸入者」という。）の氏名又は名称及び住所

六 管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日

七 牛の飼養のための施設（以下「飼養施設」という。）の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日

八 とさつ、死亡又は輸出の年月日

九 その他農林水産省令で定める事項

2 農林水産大臣は、管理者又は飼養施設に変更があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、前項第六号又は第七号に掲げる事項の変更に係る記録を行うとともに、当該変更前の管理者又は飼養施設に係る同項第六号又は第七号に掲げる事項及びその管理又は飼養の終了の年月日を併せて記録するものとする。

3 牛個体識別台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。

（牛個体識別台帳の記録等）

第四条 牛個体識別台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

2 農林水産大臣は、牛個体識別台帳の記録を、牛のとさつ、死亡又は輸出の日から政令で定める期間保存するものとする。

（牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置）

第五条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知つたときは、第八号及び第十一号から第十三号までの規定による届出をすべき者に対する届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じるものとする。

2 牛個体識別台帳に記録されている牛の管理者は、当該牛に係る牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知つたときは、農林水産大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

（牛個体識別台帳に関する情報の公表）

第六条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録された事項（管理者の氏名又は名称その他の農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（農林水産省令への委任）

第七条 この章に規定するもののほか、牛個体識別台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三章 牛の出生等の届出及び耳標の管理
（出生及び輸入の届出）
第八条 牛が出生したときは、その管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 牛を輸入したときは、その輸入者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、輸入の年月日、雌雄の別、輸入者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（耳標の装着）
第九条 農林水産大臣は、前条の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る牛の個体識別番号を決定し、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、これを当該届出をした牛の管理者又は輸入者に通知するものとする。

2 牛の管理者又は輸入者は、前項の規定による通知を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、牛の両耳にその個体識別番号を表示した耳標（農林水産省令で定める規格に適合するものに限り。以下同じ。）を着けなければならない。

3 牛の管理者は、耳標が滅失し、き損し、又はこれに表示された個体識別番号の識別が困難となつた場合には、農林水産省令で定めるところにより、新たにその個体識別番号を表示した耳標を着けなければならない。

4 農林水産大臣は、牛のいずれかの耳に耳標がないとき又は耳標に表示されている個体識別番号の識別が困難であるときは、その牛の管理者に対し、当該牛の個体識別番号を表示した耳標を着けるべきことを命じ、又は自ら耳標を着けることができる。

（耳標の取り外し等の禁止）

第十条 何人も、前条第二項から第四項までの規定により牛の耳に着けられた耳標（以下この条において単に「耳標」という。）を取り外し、その他個体識別番号の識別を困難にする行為をしてはならない。

2 何人も、両耳に耳標が着けられていない牛の譲渡し若しくは引渡し（以下「譲渡し等」という。）又は譲受け若しくは引取り（以下「譲受け等」という。）をしてはならない。

3 牛が耳の疾患にかかっているときその他の農林水産省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、前二項の規定にかかわらず、耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等を行うことができる。この場合には、当該牛の管理者は、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号を識別するための措置を講じなければならない。

（譲渡し等及び譲受け等の届出）

第十一条 牛の管理者又は輸入者は、牛の譲渡し等をしたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び当該譲渡し等の年月日その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により牛の譲受け等をした者（第十三条第二項のと畜者及び同条第三項の輸出者を除く。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称及び住所、当該牛の個体識別番号、譲受け等の相手方の氏名又は名称及び当該譲受け等の年月日、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（変更の届出）

第十二条 前条に規定する場合のほか、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があつたときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（死亡）とさつ及び輸出の届出
第十三条 牛が死亡（とさつによる死亡を除く。）したときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、死亡の年月日その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 牛をとさつした者（以下「と畜者」という。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、とさつの年月日、譲受け等の相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 牛を輸出した者（以下「輸出者」という。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、輸出の年月日、譲受け等の相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（と畜者による個体識別番号の表示等）
第十四条 と畜者は、牛をとさつした後、当該とさつした牛から得られた特定牛肉を他の者に引き渡すときは、当該特定牛肉に当該牛の個体識別番号を表示しなければならない。

2 と畜者は、前項の規定による個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号以外の番号又は記号で牛の個体を識別することができるものを表示することができる。この場合には、と畜者は、特定牛肉の引渡しを受ける者に対し、当該番号又は記号に対応する牛の個体識別番号を明らかにした書面を交付しなければならない。

3 と畜者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、特定牛肉の引渡しの相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつ

て農林水産省令で定めるものにより提供することができ、この場合においては、当該と畜者は、当該書面を交付したものとみなす。

(販売業者による個体識別番号の表示等)

第十五条 販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。

2 前項の場合においては、販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができる。

一 いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。

二 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。

3 第一項の場合においては、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、個体識別番号の表示に代えて、荷口番号(個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するものをいう。以下この条において同じ。)を表示することができる。

4 前項の場合には、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならない。ただし、他の者が定めた荷口番号を表示する場合において、農林水産省令で定めるところにより、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでない。

(特定料理提供業者による個体識別番号の表示等)

第十六条 特定料理提供業者は、特定料理(特定牛肉を主たる材料とするものに限る。以下同

じ。)の提供をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、当該特定料理の主たる材料である特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、「一の特定牛肉」とあるのは「一の特定料理」と、「特定牛肉の販売」とあるのは「特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供」と、同条第三項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、同条第四項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、「当該特定牛肉の販売の相手方、消費者」とあるのは「当該特定料理の提供の相手方」と読み替えるものとする。

(帳簿の備付け等)

第十七条 と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿(磁気ディスクをもつて調製するものを含む。以下同じ。)を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

(勧告及び命令)

第十八条 農林水産大臣は、と畜者が第十四条第一項又は第二項の規定を遵守していないと認めるときは、当該と畜者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、販売業者が第十五条第一項、第二項又は第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該販売業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

3 農林水産大臣は、特定料理提供業者が第十六条第一項又は同条第二項において読み替えて準用する第十五条第二項若しくは第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定料理提供業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

4 農林水産大臣は、前三項に規定する勧告を受けたと畜者、販売業者又は特定料理提供業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第十九条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該牛の管理者、輸入者若しくは輸出者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、と畜者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該と畜者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉の一部を無償で集取させることができる。

3 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、販売業者若しくは特定料理提供業者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該販売業者若しくは特定料理提供業者の事務所、事業場、店舗その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉若しくは特定料理を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

4 前三項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために

認められたものと解釈してはならない。

6 第一項から第三項までに規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(独立行政法人家畜改良センターへの委任)

第二十条 農林水産大臣は、独立行政法人家畜改良センターに、第二章及び第三章に規定する事務のうち政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

(関係行政機関等の協力)

第二十一条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

(経過措置)

第二十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条又は第十一条から第十三条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九条第二項若しくは第三項又は第十条の規定に違反した者

三 第九条第四項又は第十八条第四項の命令に違反した者

四 第十七条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者

五 第十九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第四章、第十九条第三項並びに第二十三条第三号(第十八条第四項に係る部分に限る。)、第四号及び第五号(第十九条第三項に係る部分に限る。)(の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する牛(以下「既存牛」という。)については、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに第三項において準用する第九条第一項の規定による通知があったときは、その通知があった日)までの間は、第二章及び第三章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、適用しない。

2 既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 第九条第一項の規定は、前項の届出について準用する。

4 既存牛に関する第三条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは

「次に掲げる事項(第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)」と、同項第二号中「出生又は輸入の年月日」とあるのは「附則第二条第二項の規定による届出の年月日」と、同項第六号中「年月日」とあるのは「年月日(この法律の施行の際における管理者については、その旨)」と、同項第七号中「年月日」とあるのは「年月日(この法律の施行の際における飼養施設については、その旨)」とする。

第三条 既存牛が施行日から起算して六月を経過する日(その日までに前条第三項において準用する第九条第一項の規定による通知があったときは、その通知があった日)までの間に出生した牛に関する第三条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第四号に掲げる事項を除く。)」と、第八条第一項中「雌雄の別、母牛の個体識別番号」とあるのは「雌雄の別」とする。

第四条 附則第一条ただし書に規定する日前にとさつした牛から得られた特定牛肉については、第四章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、適用しない。

(罰則)
第五条 附則第二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(政令への委任)
第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過し

た場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第八条 独立行政法人家畜改良センター法の一部改正(独立行政法人家畜改良センター法平成十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項に次の一号を加える。
三 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成十五年法律第

号第二十條)の政令で定める事務

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に關し承認を求めめるの件
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に關し承認を求めめるの件
農林水産省設置法の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の農林水産省設置法第十七條、第十九條第一項及び第二項並びに第二十條の二第二項の規定により、地方農政事務所及び北海道農政事務所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

別紙

一 地方農政事務所

名 称	位 置	管 轄 区 域
青森農政事務所	青森市	青森県
岩手農政事務所	盛岡市	岩手県
秋田農政事務所	秋田市	秋田県
山形農政事務所	山形市	山形県
福島農政事務所	福島市	福島県
茨城農政事務所	水戸市	茨城県
栃木農政事務所	宇都宮市	栃木県
群馬農政事務所	前橋市	群馬県
千葉農政事務所	千葉市	千葉県
東京農政事務所	東京都	東京都
神奈川農政事務所	横浜市	神奈川県
山梨農政事務所	甲府市	山梨県
長野農政事務所	長野市	長野県
静岡農政事務所	静岡市	静岡県
新潟農政事務所	新潟市	新潟県
富山農政事務所	富山市	富山県

北海道農政事務所	名 称		札幌市	位 置	北海道	管 轄 区 域
	二 北海道農政事務所					
	福井農政事務所		福井市			福井県
	岐阜農政事務所		岐阜市			岐阜県
	三重農政事務所		津市			三重県
	滋賀農政事務所		大津市			滋賀県
	大阪農政事務所		大阪市			大阪府
	兵庫農政事務所		神戸市			兵庫県
	奈良農政事務所		奈良市			奈良県
	和歌山農政事務所		和歌山市			和歌山県
	鳥取農政事務所		鳥取市			鳥取県
	島根農政事務所		松江市			島根県
	広島農政事務所		広島市			広島県
	山口農政事務所		山口市			山口県
	徳島農政事務所		徳島市			徳島県
	香川農政事務所		高松市			香川県
	愛媛農政事務所		松山市			愛媛県
	高知農政事務所		高知市			高知県
	福岡農政事務所		福岡市			福岡県
	佐賀農政事務所		佐賀市			佐賀県
	長崎農政事務所		長崎市			長崎県
	大分農政事務所		大分市			大分県
	宮崎農政事務所		宮崎市			宮崎県
	鹿児島農政事務所		鹿児島市			鹿児島県

平成十五年六月二日印刷

平成十五年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C